

平成27年度商取引適正化・製品安全に係る事業
(クレジット産業における取引構造の変化及び国際化に係る実態調査)

報告書

目次

1	はじめに	1
2	EU	2
2.1	決済環境概略	2
2.2	規制環境概略	2
2.3	イシューイング規制	5
2.4	国際ブランド規制	7
2.5	消費者保護関連	9
2.6	監督の実務	12
3	イギリス	13
3.1	決済環境概略	13
3.2	規制環境概略	13
3.3	イシューイング規制	16
3.4	国際ブランド規制	18
3.5	消費者保護関連	20
3.6	監督の実務	21
4	フランス	23
4.1	決済環境概略	23
4.2	規制環境概略	24
4.3	イシューイング規制	25
4.4	国際ブランド規制	27
4.5	消費者保護関連	29
4.6	監督の実務	30
5	ドイツ	31
5.1	決済環境概略	31
5.2	規制環境概略	31
5.3	イシューイング規制	33
5.4	国際ブランド規制	34
5.5	消費者保護関連	35
5.6	監督実務	36
6	米国	37
6.1	決済環境概略	37
6.2	規制環境概略	38

6.3	イシューイング規制	40
6.4	国際ブランド規制	42
6.5	消費者保護関連	44
7	オーストラリア	47
7.1	決済環境概略	47
7.2	規制環境概略	47
7.3	イシューイング規制	48
7.4	国際ブランド規制	49
7.5	消費者保護関連	50
7.6	監督実務	51
8	中国	53
8.1	決済環境概略	53
8.2	規制環境概略	53
8.3	イシューイング規制	55
8.4	国際ブランド規制	58
8.5	消費者保護関連	60

1 はじめに

クレジットカード取引は、消費者の購入機会を拡大するとともに、円滑な支払を可能とするものである。クレジットカード取引の民間最終消費支出に占める割合は年々増加しており、現在、約15%を占めている。今後、電子商取引市場や対面でのキャッシュレス支払が一層拡大し、クレジットカードがその支払手段としてますます活用されることが見込まれる。

さらに、平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－においても、クレジットカード取引について、利便性・効率性の向上を図るため、クレジットカード等を消費者が安全に利用できる環境整備等に対応することとされている。

このように、クレジットカード産業をとりまく環境変化の把握や、今後の取組に関する検討は政府として取り組むべき重要な課題となっている。この検討には、諸外国における制度や、その背景となる経済実態を明らかにすることが必要である。

本調査研究では具体的に、EU、英国、フランス、ドイツ、米国、オーストラリア、中国における、銀行やノンバンクによるイシューイング業務、国際ブランドに係る規制、消費者保護関連の規定や監督の実務を中心に文献及び現地ヒアリングによる調査を行ったものである。

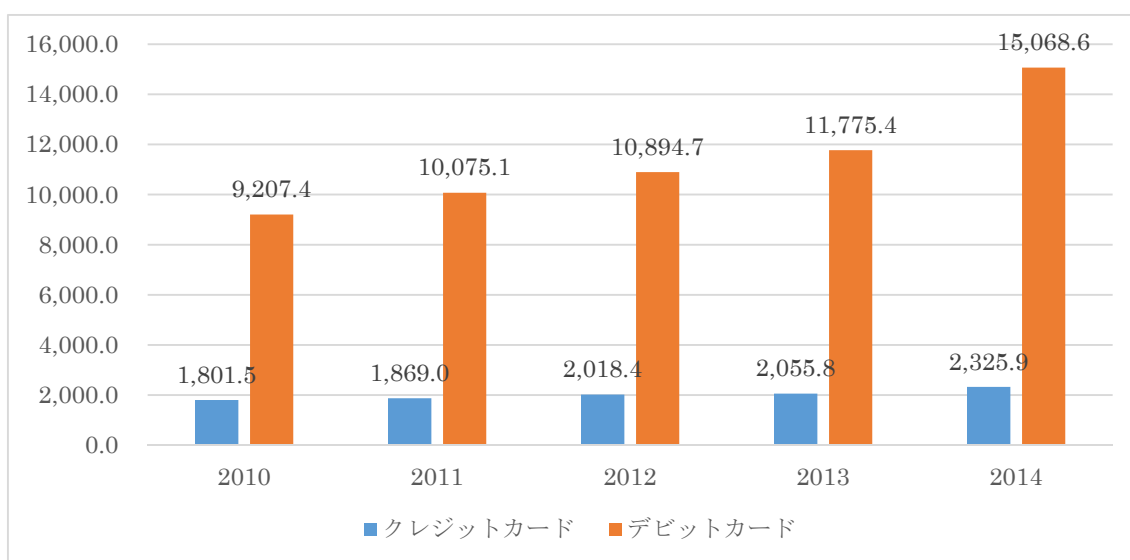
2 EU

2.1 決済環境概略

EU 市場全体として、非現金決済の拡大が着実に続いている。フランスやドイツ、スイス等を中心に現金志向の国が多かったが、後述のようにカード決済時に加盟店が支払う手数料の規制を行う等、域内の非現金決済を促進する試みが実を結んでいると言える。

一方で、カード決済の中でも、デビットカードの比率が全般に高いことも特徴である。これは、もともとデビットカードの手数料率が低く、消費者・加盟店に選好されてきたことに加え、リーマンショック以降に家計への信用供与そのものが縮小傾向であったことも影響していると考えられる。

EU における各年の月別手段別決済金額(単位:億ユーロ)¹



(出所)ECB 「Statistical Data Warehouse」

2.2 規制環境概略

法規制の全体像

主な現行規制文書としては支払サービス指令(Directive on payment services in internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC, 以下 PSD)、欧州中央銀行規則およびカード決済に係るインターチェンジフィーの EU 規制(REGULATION (EU) 2015/751 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2015 on interchange fees for card-based payment transactions, 以下 IFR)

¹ 欧州中央銀行 (ECB) の公開する統計データから、クレジットカードは「cards with a credit function」デビットカードは「cards with a debit function」として分類されている者の合計 (以下、英国、ドイツについて同様) なお、一部の国は過去分の集計対象となっていない為、時系列変化を見る際には注意を要する。

が挙げられる。なお、支払サービス指令は改正が予定されているが、改正版である改正支払サービス指令 (Revised Payment Services Directive, 以下 PSD2) は未施行である。

監督当局としては、銀行監督当局 (EC)、欧州中央銀行 (ECB) および各国当局があたる。

加えて、PSD2 の下では欧州銀行協会 (EBA) が自主規制機関として認知されており、PSD2 に基づいてガイドラインを設定することが定められている (PSD2 第 100 条 6 項)。また、欧州支払評議会 (EPC) は、PSD2 前文 (76) で自動引落についてユーロ通貨における支払手段として唯一 PSD2 の基準に沿う仕組みを構築している旨述べられている。

また、EPC は SEPA Cards Framework version 2.1 を 2009 年 12 月 16 日に発行、EU 圏内の銀行、支払機関、カード手法および他の関係者はこの原則に従うとされる。さらに SEPA Cards Standardisation (SCS) として、技術的な要件の詳細を起案し、2015 年 6 月 5 日までパブリック・コメントを募集した。

EPC の「SEPA」Cards Standardisation (SCS) 対象範囲

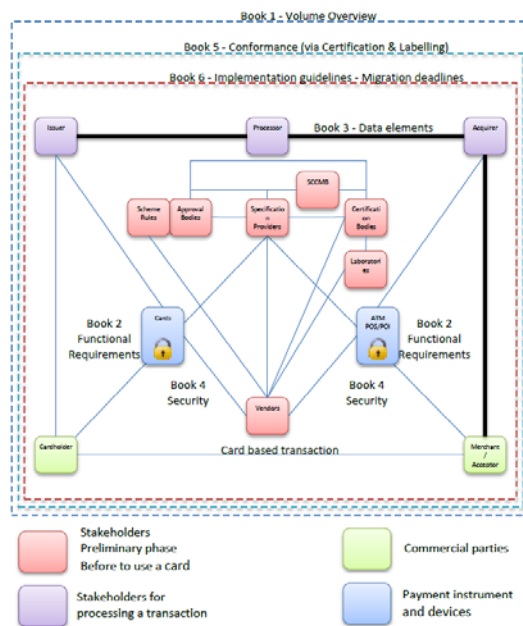


FIGURE 1: VOLUME OVERVIEW

出所: EPC「SEPA Cards Standardisation (SCS) “Volume” Book 1」²

主要関連法リスト

²

<http://www.europeanpaymentscouncil.eu/index.cfm/knowledge-bank/epc-documents/book-1-general-sepa-cards-standardisation-volume-version-701/>

クレジットカード業務について主に規定している文書としては、支払サービス指令 (Directive on payment services in internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC) が該当する。

イシューイング、アクワイアリングに関連する法制度は以下の通りである。

	イシューイング業務	アクワイアリング業務
銀行	支払サービス指令 (PSD)	同左
非銀行	同上	・資金を仲介する場合: 同上 ・資金を仲介しない場合: アクワイアラが責任を負う

支払サービス指令 (Directive on payment services in internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC)

EU 加盟国における市場参入の条件・義務などについて包括的に規定した指令。指令の法的効力は加盟国すべてに及ぶが、その施行は各加盟国が国内法の整備・施行機関の指定等に委ねられる。以下、PSD と記載する。

改正支払サービス指令 (Revised Payment Services Directive)

2015 年 10 月 8 日に欧州国会で承認された³PSD の改訂版であるが、16 年 1 月現在未施行である。リボルビングを含めて 12 カ月以内の短期信用供与に限り、クレジットカードないし与信取引も対象としている。以下、PSD2 と記載する。

カード決済に係るインターチェンジフィーの EU 規制 (REGULATION (EU) 2015/751 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2015 on interchange fees for card-based payment transactions)

2015 年 4 月 29 日制定のインターチェンジ手数料に係る EU 規則で、すべてのデビットおよびクレジットカード決済取引に関するインターチェンジ手数料の上限等を定めており、2015 年 12 月 9 日に施行された。PSD のような「指令」と異なり、各国内における法整備は不要である。以下、IFR と記載する。

個人情報保護指令 (DIRECTIVE 95/46/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of

³ 欧州国会プレスリリース (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5792_en.htm) 参照。

personal data and on the free movement of such data⁴)

個人情報保護に関する指令である。

2.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

PSD は銀行を含めた金融機関ならびに専門の支払サービス提供者等を対象として、対象国がそれぞれ国内法にて免許(authorization)要件を定めることとしている(10 条)。

PSD2ではANNEX Iで免許の対象となる支払サービスを以下のように定義している。イシューイングおよびアクワイアリングを含む各支払サービスは一律に列記されており、サービスの種類による免許の違いはなく、要件の違いも必要となる資本金の額に差が設けられているにとどまる。

1. 支払口座に現金を入金可能とするサービスおよびそのために必要なすべての業務
2. 支払口座から現金を引き出し可能とするサービスおよびそのために必要なすべての業務
3. 支払取引の実行(利用者の支払サービス提供者ないし他の支払サービス提供者に有する支払口座にある資金の移動を含む):
 - (a) 自動引落(direct debit)の実行(一度限りの自動引落を含む);
 - (b) 支払カードもしくは類似の媒体を介した支払取引の実行;
 - (c) 自動継続(standing order)を含む口座振替(credit transfer)の実行。
4. 支払サービス利用者に対する信用供与(credit line)で資金がカバーされている支払取引の実行:
 - (a) 自動引落(direct debit)の実行(一度限りの自動引落を含む);
 - (b) 支払カードもしくは類似の媒体を介した支払取引の実行;
 - (c) 自動継続(standing order)を含む口座振替(credit transfer)の実行。
5. 支払媒体の発行または(and/or)支払取引のアクワイアリング。
6. 送金。
7. 支払指示サービス。
8. 口座情報サービス。

具体的な要件を以下に記載する。また、所管当局は、月間平均取扱金額が 300 万ユーロ以下の事業者について、支払サービス事業者に対する規制監督のための条項の全部又は一部の適用を免除可能である。ただし、これらの適用免除を受ける事業者については、EUシングル・パスポート制度は適用されない。(PSD2、第 32 条)

⁴ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:31995L0046>

ー 当初資本金要件 (initial capital) (PSD2、第 7 条)

サービスの類型に応じ、2万ユーロ(支払口座を経由しない送金サービス)、5万ユーロ(支払指示サービス)、12.5 万ユーロ(支払口座を経由した送金サービス、支払口座への現金入金・引出サービス、支払手段の発行・加盟店管理等)以上の当初資本金を有すること。

ー 業務継続中の自己資本要件 (own funds) (PSD2、第 8 条)

当初資本金要件として定められた額以上であり、かつ、第 9 条で定められた下記計算方法から所管当局が選択した方法により算出される所要額以上の自己資本を維持すること

(i) 前年の総固定費の 10%

(ii) 前年の取扱総額の 12 分の 1 に、金額逡減的な掛け目 (4~0.25%) 及び業務内容に応じた調整比率 (業務内容が送金のみの場合は 0.5、携帯電話等を用いた支払代行サービスの場合は 0.8、その他の支払サービスの場合は 1) を乗じた金額

(iii) 前年の粗利益に、金額逡減的な掛け目 (10~1.5%) 及び業務内容に応じた調整比率 (上記 (ii) と同様) を乗じた金額

近年では、種々の業務がイシュアやアクワイアラから外部事業者にアウトソースされていることに対応し、PSD では業務のアウトソース先事業者について PSP (Payment Service Provider) というカテゴリーを設けており、さらに資金仲介を伴うペイメント・プロバイダーと、資金仲介を伴わず情報処理のみを行うテクニカル・プロバイダーに分けている。ペイメント・プロバイダーとしての PSP は支払機関の定義に含まれライセンスを必要とし、自らが PSD 上の責任 (主に決済情報の正確性に対する責任) を負う。これに対し、テクニカル・プロバイダーとしての PSP は支払機関の定義には含まれずライセンスは不要であり、PSD 上の責任については発注者であるアクワイアラやイシュアが負う。なお、PSD2 では PSP の枠外に新たに PISP (Payment Initiation Service Provider) というカテゴリーが新設されたが、PISP は銀行口座に直結した支払サービスであってクレジットカードにおいては関係しないことが確認された⁵。

契約内容・表示に関する規制

PSD では 42 条「情報および条件 (information and conditions)」によって支払サービス提供者が利用者に対して提供すべき情報について細かく列挙している。

加えて、口座手数料指令 (EU 指令 2014/92) により、支払サービス提供者は消費者との契約締結の前に、手数料情報文書を提示すること (4 条)、手数料明細によって手数料および与信金利について明記すること (5 条) などが規定されている。

PSD34 条 (Derogation from information requirements for low-value payment instruments and electronic money) により、約款に示されたフレームワークに沿っている限り、30 ユーロ以内の取引

⁵ EU およびフランス中央銀行へのインタビュー

もしくは150ユーロ以下の支払上限による個別支払または150ユーロ以内の自店資金(store funds)に際しては、PSD41条、42条、46条で規定されている情報開示のうち、支払手段が用いられる方法、責任、手数料その他の重要な情報に限り提供すれば良いとされるなど、幾つかの免除項目が規定されている。

金利規制については、金利または外為レートの変更は約款に示されたフレームワークに沿っている限り、通知無しで適用できる(PSD、第44条、第2項)。金利または外為レートの適用について支払サービス利用者間で差をつけてはならない(PSD、第44条、第3項)。

その他の重要な規定

● “Honor All Cards”規制

インターチェンジ手数料規則(EU規則2015/71)の10条はまさに‘Honor All Cards’ rule’⁶と題されている。

支払カード発行者ないし支払カード・サービス提供者は、受取人が特定のカードを受け容れる場合、同じカード手段による支払はすべて受け容れられるようにしなければならない(第1段落)。

2.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

国際ブランドは(イシューング、アクワイアリング等を担わない限り)PSDが適用されない。したがって、国際ブランドに適用される欧州法は競争法が中心であったが、各国における競争法の適用状況にはばらつきがあり、また、個別事案についての裁判では時間も非常にかかる。その状態を打開するために制定されたのが「カードに基づく支払取引のためのインターチェンジ手数料規制」(略称IFR)であった。IFRは、国際ブランドをCPS(Card Payment Service)という名の下に定義しているが、オフアス構成(アクワイアラとイシューが異なる場合で、4 parties modelとも呼ばれる)を対象としているため、オンアス構成(アクワイアラとイシューが同一である場合で、3 parties modelとも呼ばれる)は対象外である。

インターチェンジフィー規制

競争政策上の観点を中心とするインターチェンジフィー規制(Interchange Fee Regulation; IFR)が、2015年3月10日に欧州議会において成立した⁶。なお、インターチェンジフィーとは、カードに

⁶ 欧州議会手続きファイル:2013/0265(COD) | Interchange fees for card-based payment transactions

(<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2013/0265%28COD%29>) 参照。適用された条文は以下に掲載あり：

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P8-TA-2015-0048#BKMD-16>

よる支払ごとにアクワイアラがイシュアに対して直接か間接かを問わずに支払う手数料であることから(IFR2 条(10))、本規制は国際ブランドを直接の対象とするものではないが、一般的に手数料の構成は国際ブランドが主導的に定めており、国際ブランドに対する規制の一環であると理解されている⁷。クレジットカードかデビットカードか、国内取引かクロスボーダー取引かの区分に基づき、下記のとおりインターチェンジ手数料上限が課される(IFR3~4 条)⁸：

- ・クロスボーダー・デビットカード取引：取引額の 0.2%を手数料上限とする；
- ・国内デビットカード取引：取引額の 0.2%を手数料上限とするが「年間平均取引額の 0.2%」としても良い。また参加諸国では少額デビットカード取引について当初 5 年間を超えた後には一取引当たり 0.05 ユーロを最大手数料と設定することも認める。
- ・クレジットカード取引：いかなるクレジットカード取引についても取引額の 0.3%を超える手数料を要請ないし提案することは認められない。国内クレジットカード取引については、参加諸国はより低いインターチェンジ手数料上限を設定しても良い。

その他の規制

IFRにおいては、国際ブランドが該当するPCS (Payment Card Scheme)をカード決済の標準やルール等を定める主体であると位置づけている(IFR2 条(16))。

‘payment card scheme’ means a single set of rules, practices, standards and/or implementation guidelines for the execution of card-based payment transactions and which is separated from any infrastructure or payment system that supports its operation, and includes any specific decision-making body, organisation or entity accountable for the functioning of the scheme;

そして、PCS とプロセッサー⁹は、財務・組織・意思決定プロセスにおいて独立していなければならないと定めている(IFR7 条 1 項)。

1.Payment card schemes and processing entities:

(a) shall be independent in terms of accounting, organisation and decision-making processes;

(b) shall not present prices for payment card scheme and processing activities in a bundled manner and shall not cross-subsidise such activities;

(c) shall not discriminate in any way between their subsidiaries or shareholders on the one hand and users of payment card schemes and other contractual partners on the other hand and

⁷ フランス中央銀行、EC へのインタビュー

⁸ <http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1381152&t=e&l=en>

⁹ イシュアとアクワイアラの間に立って支払に必要な処理を行うこと (IFR2 条(27))

‘processing’ means the performance of payment transaction processing services in terms of the actions required for the handling of a payment instruction between the acquirer and the issuer;

shall not in particular make the provision of any service they offer conditional in any way on the acceptance by their contractual partner of any other service they offer.

この規制は、プロセッシング市場における競争の促進を意図したものとされる¹⁰。上記規則の適用を受けて、欧州銀行監督者(European Banking Authority)は、2016年末までに支払カード手段とプロセッシング機関との分離独立を強化するためのガイドラインを定める予定を発表している¹¹。

なお、以上の点に関連し、15年7月9日FTによれば、マスターカードは欧州共同体から「カード支払のコストを意図的に釣り上げた」として独占禁止法違反の適用を受ける可能性がある¹²。

IFR以前から、EU各国の中央銀行が国際ブランドをモニタリングできる仕組みがあるが、この仕組みではレビューができるにとどまり、具体的な規制を行う権限は認められていない。この点については、フランスの項で詳述する。

2.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定¹³

PSD60条において、承認されていない支払に対する支払サービス提供者の責任(payment service provider's liability for unauthorized payment transactions)について規定している。不適切な支払(紛失・盗難・偽造・支払内容の間違い)についても同様である。

1. Member States shall ensure that, without prejudice to Article 58, in the case of an unauthorised payment transaction, the payer's payment service provider refunds to the payer immediately the amount of the unauthorised payment transaction, and where applicable, restores the debited payment account to the state in which it would have been had the unauthorised payment transaction not taken place.

逆に、PSDにおいては、消費者が承認した支払については原則として取り消すことができない。

なお、PSD2においては、第73条で支払サービス提供者の承認されていない支払取引についての責任が規定されており、特に第2項で支払代行サービスが入った場合の規定が、PSDよりも詳細化されている。また、消費者の責任限度額がPSDでは150ユーロであったところ、PSD2では50ユーロに厳格化されている。

1. Member States shall ensure that, without prejudice to Article 71, in the case of an

¹⁰ フランス中央銀行へのインタビュー

¹¹ EBA リリース (2015年10月16日)
<http://www.eba.europa.eu/-/eba-publishes-work-programme-for-2016> 参照。The EBA 2015 Annual Work Programme もダウンロード可能。

¹² “MasterCard faces EU antitrust charges over fees”
(<http://www.ft.com/intl/cms/s/0/e6ca0454-262a-11e5-bd83-71cb60e8f08c.html#axzz3oyDjAd3A>)

¹³ PSD2 (欧州国会公表版) を参照。

*unauthorised payment transaction, the payer's payment service provider refunds the payer the amount of the unauthorised payment transaction **immediately, and in any event no later than by the end of the following business day, after noting or being notified of the transaction, except where the payer's payment service provider has reasonable grounds for suspecting fraud and communicates those grounds to the relevant national authority in writing. Where applicable, the payer's payment service provider shall restore the debited payment account to the state in which it would have been had the unauthorised payment transaction not taken place. This shall also ensure that the credit value date for the payer's payment account shall be no later than the date the amount had been debited.***

*2. Where **the payment transaction is initiated through** a payment **initiation** service provider, the account servicing payment service provider shall refund **immediately, and in any event no later than by the end of the following business day** the amount of the unauthorised payment transaction and, where applicable, restore the debited payment account to the state in which it would have been had the unauthorised payment transaction not taken place.*

*If the payment initiation service provider is liable for the unauthorised payment transaction, it shall **immediately compensate** the account servicing payment service provider at its request for the losses incurred or sums paid as a result of the refund to the payer, including the amount of the unauthorised payment transaction. In accordance with Article 72(1), the burden shall be on the payment initiation service provider to prove that, within its sphere of competence, the payment transaction was authenticated, accurately recorded and not affected by a technical breakdown or other deficiency linked to the payment service of which it is in charge.*

以上のように、PSD において消費者による承認の有無によって制度上大きな違いが見られることを受け、PSD2 では承認があったと言える要件などを詳細化した。PSD2は、電子的な支払に、PSP が SCA (Strong Customer Authentication: 本人による確実な認証)を得ることを求めている。すなわち、加盟国に対して PSP が SCA を用いるよう制度整備することを義務づけており(PSD2 97 条¹⁴)、PSP が SCA を要求しなかった場合には消費者はいかなる経済的損害も負担しない(PSD2 74 条 2

¹⁴ 1. Member States shall ensure that a payment service provider applies strong customer authentication where the payer:

- (a) accesses its payment account online;
- (b) initiates an electronic payment transaction;
- (c) carries out any action through a remote channel which may imply a risk of payment fraud or other abuses.

項¹⁵)。ここで対象となる電子的な支払とは、以下の3類型である(PSD2 97 条 1 項)。

- ・オンラインでの支払
- ・電磁的な支払の開始
- ・盗難・なりすまし等による被害が生じる可能性があり得る全ての遠隔での行為

次に、SCA とは、以下のうち、相互に独立した2つ以上を用いた認証を指す(PSD2 4 条(30)¹⁶)。

- ・本人のみが知る情報
- ・本人のみが所持する物
- ・本人に固有の事実(生体情報)

SCA の内容を定める権限は EBA に与えられているものの(PSD2 98 条)、2016 年 2 月時点で EBA は詳細規定を定めておらず、よって EBA の詳細規定を受けて策定されることになる各国の国内規定も現時点では不明である。EBA 担当者によれば、何が SCA に該当するかは技術進歩によって変化するため、詳細規定においても原則を定めるにとどめて具体的なサービスや技術は明示せず、技術中立性を担保する方針とのことである¹⁷。なお、従前より SEPA の中で EU は EMV に基づく Chip & PIN を推奨してきたこと、EMV は本人のみが知りうる 4 桁の暗証番号と本人のみが所持する接触 IC チップという相互に独立した 2 要素を用いており SCA の要件を満たすように思われることから、フランスで広く普及している EMV による認証は SCA に該当するとの認識が示された¹⁸。

行政機関等による紛争解決に関する規定

支払人と支払サービス提供者が合意しない場合には ADR を活用することになる。ADR については第 99 条から 102 条で規定されている。

行政や消費者団体による相談窓口や紛争解決ルールの規定として、PSD80 条により、参加国は支払サービス利用者および消費者団体等を含む利害関係者が利用できるような適切な当局への苦情申告手続きを定めなければならない(第 1 項)事が定められる。

¹⁵ 2. *Where the payer's payment service provider does not require strong customer authentication, the payer shall not bear any financial losses unless the payer has acted fraudulently. Where the payee or the payment service provider of the payee fails to accept strong customer authentication, it shall refund the financial damage caused to the payer's payment service provider.*

¹⁶ *'strong customer authentication' means an authentication based on the use of two or more elements categorised as knowledge (something only the user knows), possession (something only the user possesses) and inherence (something the user is) that are independent, in that the breach of one does not compromise the reliability of the others, and is designed in such a way as to protect the confidentiality of the authentication data.*

¹⁷ European Payments Regulation 2015 における EBA プレゼンテーション

¹⁸ フランス中央銀行へのインタビュー

2.6 監督の実務¹⁹

PSD 規制と各国規制の関係

PSD の国内法化においては、EC 指令が認めている範囲内で立法しているかをチェックしており、不適切であれば EC として法的措置を講じることもありえる。一方で、PSD には具体的な基準等も設定されておらず、各国が置かれている状況も異なる為、実務上は加盟国による監督業務が主要な手段となる。

¹⁹ European Commission、カードブランド等へのヒアリングによる。

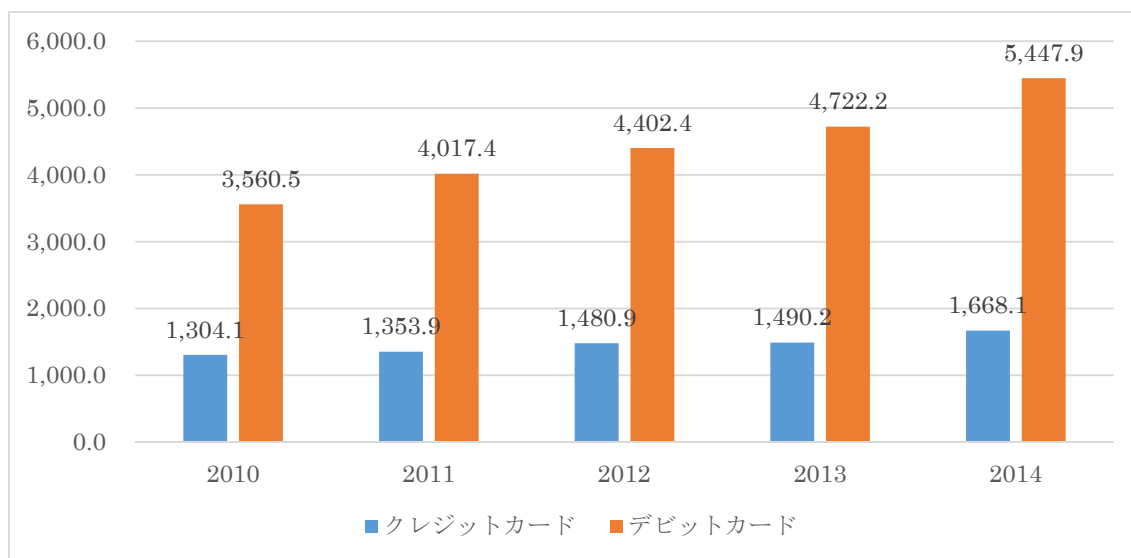
3 イギリス

3.1 決済環境概略

Visa 及び MasterCard のクレジットカード、デビットカードが幅広く活用されている。欧州の他の国に比べ、クレジットカード決済の比率が高いことが特徴である。

Visa Debit のデビットカードにおけるシェアは圧倒的に高く、98%以上のシェアである。この為、後述の通り、Visa は Bank Of England (英国中銀) にも、「(金融) システム上重要な金融機関 (systemically important financial institution)」として認知されている。

英国における各年の月別手段別決済金額(単位: 億ユーロ)



(出所)ECB 「Statistical Data Warehouse」

3.2 規制環境概略

法規制の全体像

クレジットカードの監督に直接影響するのは、金融機関・競争・消費者保護の各関連法規制である。関係政府機関としては、法案の作成・提案機能を持つ HM Treasury、金融機関を監督する Financial Conduct Authority (FCA) および FCA の子会社として設立された Payment Systems Regulator (PSR) がある。さらに、より素早い紛争解決を目指して Ombudsman (オンブズマン) の手法が Financial Services and Markets Act 2000 により導入され、Financial Ombudsman Service が設置されている。

FCA はすべての決済サービス提供者を監督する。

PSR の監督対象機関は HM Treasury が指定する支払システムであり、指定された支払システムの運営者ならびに参加者が監督対象となる。PSR は公平な支払システムへのアクセスを確保する目的で設立されており、銀行改革法の適用前に、競争法適用が必要かどうかを確認し、必要であれば競争法を適用する義務を負う (Financial Services (Banking Reform) Act 2013、62 条)。

Financial Ombudsman Service は、他の金融サービスに加え、クレジットカードを含む消費者信用関連事業を網羅的に対象とする (Financial Services and Markets Act 2000、226 条など)。

2010 年に英国政府は銀行業界に対する規制強化に向けた検討のための Independent Commission on Banking (銀行業務独立委員会、略称 ICB) を設置し、将来の金融危機回避に向けた改革の方向性を提言させることとした。その提言に基づき金融機関関連法が改正されつつある。2015 年 10 月には Bank of England and Financial Services Bill が英国国会に提出され、議論されている²⁰。

主要関連法リスト

英国は EU 諸国として (通貨ユーロは導入していないが) EU 規則に従い国内法の改定ないし制定を進めている (EU 規則については EU の章を参照のこと)。

例えば、EU 規制である IFR に基づくインターチェンジ手数料規制は英国でも有効である。

クレジットカードの監督規制に関連する主な英国法について以下に記す。

2000 年金融サービス法 (Financial Services and Markets Act 2000, 以下 FSMA) 2012 年金融サービス法 (Financial Services Act 2012)

銀行改革法 (Financial Services (Banking Reform) Act 2013)

英国における金融サービスの監督体系は FSMA により「規制された行為 (regulated activities)」として、2001 年規制された行為命令 (Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001) によって業務別に設定されている。また、銀行改革法により、支払システム規制者の設立、規制対象支払システムの指定、支払システム規制者の業務概要などが規定された (銀行改革法 39 条～110 条)。

支払サービス規則 (The Payment Services Regulations 2009)²¹

EU の PSD を受けて制定された規則で、支払サービスについて網羅的に規定する。

消費者信用法 (Consumer Credit Act)

クレジットカードを含む消費者向け信用供与についての法。特に 75 条では販売者 (supplier) の違反行為に対する与信者 (creditor) の責任について規定している (内容後述)。

競争法 (Competition Act 1998)

競争法指令 (Competition Act 1998 (Competition and Markets Authority's Rules) Order 2014

²⁰ <http://services.parliament.uk/bills/2015-16/bankofenglandandfinancialservices.html>

²¹ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/209/contents/made>

(CMA Rules))

競争法規制 (Competition Act 1998 (Concurrency) Regulations 2014)

競争法ガイダンス、2015年8月付 (Enforcement of the Competition Act 1998 - A guide to the PSR's powers and procedures (CA98 Guidance)²²)

特に PSR (支払システム規制者) の競争法に基づく検査 (investigation) 機能などを規定する。

商品販売法 (Sale of Goods Act 1979)

消費者の自宅、職場その他で成された契約の取り消しに関する規則 (The Cancellation of Contracts made in a Consumer's Home or Place of Work etc. Regulations 2008)

消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015 消費者権利法)

不公平約款法 (Unfair Contract Terms Act 1977) の関連条文および Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999 を廃止する法。

不公正約款指針 (Unfair contract terms guidance)

消費者権利法の制定に従い、適用について示す CMA (Competition & Markets Authority) 規則。

支払サービス規則に基づく FCA の役割 (The FCA's role under the Payment Services Regulations 2009 Our approach²³)

支払サービス規則に基づく包括的な FCA の指針。

支払サービス規則に基づく FCA の報告 (SUP 16.13 Reporting under the Payment Services Regulations²⁴)

支払サービス規則に基づく FCA 向け報告義務の規則。

PSR 方針書 (PSR Policy Statement (PSR PS15/1))²⁵

PSR の方針について述べた文書。新たに設置された監督者として、監督対象、視点、監督手法などについて紹介している。

PSR 指針 (PSR Powers and Procedures Guidance²⁶)

PSR の権力および手続きについての指針。銀行改革法と競争法の二つの重要な法の下で PSR が何を行えるか (例: 任意聴取、検査、等) から支払システム利用者等からの苦情受付手続きまで解説している。

²² <https://www.psr.org.uk/competition-act-1998-ca98-guidance>。

²³ <https://www.fca.org.uk/your-fca/documents/payment-services-approach> 。

²⁴ <https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/SUP/16/13.html>

²⁵ <https://www.psr.org.uk/psr-publications/policy-statements/policy-statement-151> 。

²⁶ <https://www.psr.org.uk/powers-and-procedures-guidance> 。

PSR 市場指針 (PSR Markets Guidance²⁷)

PSR による市場調査の方法等についての指針。

PSR 競争法指針 (PSR Competition Act Guidance²⁸)

競争法に関する PSR の指針。

イシューイング、アクワイアリングに関連する法制度は以下の通りである。

	イシューイング業務	アクワイアリング業務
銀行	2000 年金融サービス法 (Financial Services and Markets Act 2000) 2012 年金融サービス法 (Financial Services Act 2012) 銀行改革法 (Financial Services (Banking Reform) Act 2013) 支払サービス規則 (The Payment Services Regulations 2009)	同左
非銀行	同上	・資金を仲介する場合: 同上 ・資金を仲介しない場合: アクワイアラが責任を負う

3.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

支払サービス規則によって規定されている「支払サービス」は以下のとおり(第 1 条):

- 支払口座に現金を入金可能とするサービスおよびそのために必要なすべての業務;
- 支払口座から現金を引き出し可能とするサービスおよびそのために必要なすべての業務;
- 下記支払取引の実行:
 - 自動引落 (direct debit) の実行 (一度限りの自動引落を含む);
 - 支払カードもしくは類似の媒体を介した支払取引の実行;
 - 自動継続 (standing order) を含む口座振替 (credit transfer) の実行。
- 下記支払取引の実行で、資金が支払サービス利用者に対する信用供与で賄われるものの実行:
 - 自動引落 (direct debit) の実行 (一度限りの自動引落を含む);
 - 支払カードもしくは類似の媒体を介した支払取引の実行;

²⁷ <https://www.psr.org.uk/markets-guidance> 。

²⁸ <https://www.psr.org.uk/competition-act-1998-ca98-guidance> 。

- 自動継続(standing order)を含む口座振替(credit transfer)の実行。
- 支払認証媒体の発行ないし支払取引の獲得(acquiring);
- 送金;
- 支払取引の実行で、支払人の支払取引執行の同意(consent)が、何らかの通信手段、デジタルないしはIT媒体の手段を通して与えられて、支払が通信手段、ITシステムまたはネットワーク運営者であって支払サービス利用者と財サービスの提供者の仲介者としてのみ機能している者へ仕向けられるもの。

上記に加えて、重要性の高い支払システムが、別途、PSR(支払システム監督者)により監督されている。

契約内容・表示に関する規制

支払サービス規則によれば、約款(framework contract)の中で合意された参照金利および参照為替レートに変更がない場合、または利用者にとって有利な方向に変更される場合には、実効金利ないし実効為替レートが変化を即座に適用できる(42条(4)項)。また、支払サービス提供者は金利の変更については利用者に対して可能な限り速やかに通知しなければならないが、双方が情報提供の頻度ないし方法について合意している場合はその限りではない(同規則 42条(5)項)。支払取引に用いられる金利および為替レートは支払サービス利用者間で中立であり差別がないように適用され計算されなければならない(同規則 42条(6)項)。

消費者信用法で返金対象となる金額には下限(および上限)が設定されている。

また、支払サービス規則では「少額支払機関(small payment institution)」が「認可支払機関(authorised payment institution)」とは別に規定されている。「少額支払機関」として認められるには、12カ月における総支払申込額が3百万ユーロを超えてはならない(13条(3))。

消費者信用法 75条では、Liability of creditor for breaches by supplier.として、クレジットカードによる信用供与を含めて、与信者の責任を示している。以下に一部を引用する(強調は筆者)：

- (1) If the debtor under a debtor-creditor-supplier agreement falling within section 12(b) or (c) has, in relation to a transaction financed by the agreement, any claim against the supplier in respect of a misrepresentation or breach of contract, he shall have a like claim against the creditor, who, with the supplier, shall accordingly be jointly and severally liable to the debtor.

また、消費者信用法 12条(Debtor-creditor supplier agreements.)では以下のとおり、三者間契約を幅広くとらえている(強調は筆者)：

A debtor-creditor-supplier agreement is a regulated consumer credit agreement being—

- (a) a restricted-use credit agreement which falls within section 11(1)(a), or
(b) a restricted-use credit agreement which falls within section 11(1)(b) and is made by the creditor under pre-existing arrangements, or in contemplation of future arrangements,

between himself and the supplier, or

(c) an unrestricted-use credit agreement which is made by the creditor under pre-existing arrangements between himself and a person (the “supplier ”) other than the debtor in the knowledge that the credit is to be used to finance a transaction between the debtor and the supplier.

現に、Financial Ombudsman も明確に「クレジットカードを利用することの優位性は、消費者信用法 75 条により、消費者が販売者に対して契約違反や不実表示について苦情を申し立てる場合、一般的にカード発行者に対して同様の苦情を申し立てられることである」と記している²⁹。

3.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

銀行改革法により、支払システム規制当局 (Payment Systems Regulator) の創設が定められ、2014 年 10 月に Payment Systems Regulator (以下、PSR) の設置検討が開始、同時に支払システム会社 8 社を規制対象として指定する方針を示した。2015 年に政府 (指定当局は HM Treasury) は下記 8 社を PSR の規制対象として正式に指定した。

- Bacs
- C&C (Cheque & Credit)
- CHAPS
- Faster Payments Scheme (FPS)
- LINK
- Northern Ireland Cheque Clearing (NICC)
- MasterCard
- Visa Europe (Visa)

指定の基準は、最大かつ最重要な支払システムであり仮にシステムが誤作動したり中断したりすれば利用者に深刻な結果をもたらすものかどうか、である³⁰。

HM Treasury の指定文書を参照して各社の支払ネットワークの主な機能を整理すると以下のとおりになる:

図表 1: PSR 監督下にある支払システム会社と主たる機能

社名	クレジットカード関連		デビットカード関連 (認証・精算)	その他
	Authorization (認証)	Clearing (ACQ-ISS 間)(精)		

²⁹ Ombudsman news, Issue 31 (September 2003) “credit cards – equal liability under section 75 of the Consumer Credit Act 1974”

³⁰ ベーカー&マッケンジー法律事務所作成金融庁委託調査報告書

(<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20150706-3/01.pdf>) p.80 参照。

		算)		
Bacs	—	—	あり	振替、引落、送金
C&C	—	—	—	小切手精算
CHAPS	—	—	—	RTGS 振替(大口)
FPS	—	—	—	オンライン即時送金
LINK	—	—	—	ATM
NICC	—	—	—	小切手精算
MasterCard	あり	あり	あり	—
Visa	あり	あり	あり	—

出所:NRI

PSR の監督対象は、支払システムの運営者および参加者であるため、参加者としての銀行は監督対象となる。

PSR 方針書では、支払システムの「Sponsor Banks(スポンサー銀行)」として、パークレイズ銀行、HSBC、ロイズ銀行、RBS の4行を指定し、各種の報告義務などを課している。

HM Treasury は 2015 年 3 月 19 日に Visa Europe および MasterCard を規制対象支払システムと指定した(発効は同年 4 月 1 日)。その根拠とされるのは銀行改革法(the Financial Services (Banking Reform) Act 2013) 43 条による任命であり、44 条(2)項で定める重要な支払システムとしての要件を満たすとの判断である。

銀行改革法 44 条(2)項によれば、HM Treasury は規制対象支払システムを指定する際には以下の点を考慮することとされる:

- (a) 当該システムが現在処理しているもしくは将来処理する可能性が高い取引の件数および金額
- (b) 当該システムが現在処理しているもしくは将来処理する可能性が高い決済の性質
- (c) これらの取引または同等の取引が他の支払システムで処理され得るかどうか
- (d) 当該システムと他の支払システムとの関係性

これら規制対象と指定された決済システムの監督については、PSR(支払システム監督者)が担う。PSR は主な規制方針に関する「ガイダンス」を発行しており、恒常的な監督行為はこのガイダンスに沿う³¹。また、個別の決済システムに対する方針なども必要に応じて出すことがある³²。

³¹ PSR ウ エ ブ サ イ ト
(<https://www.psr.org.uk/how-psr-regulates/regulatory-framework-and-approach/general-directions>)

³² PSR ウ エ ブ サ イ ト
(<https://www.psr.org.uk/how-psr-regulates/regulatory-framework-and-approach/specific-directions>)

インターチェンジフィー規制

前述のとおり、銀行改革法により重要性の高い支払システムについて HM Treasury が指定して規制対象とすることとされている。

加えて、EU 規則である IFR が英国でも発効している。

IFR に沿って、英国においても、クレジットカードのインターチェンジ手数料は 0.3%を上限とすることとされた³³。

3.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定

支払サービス規則 60 条第 1 項により、支払サービス利用者が①支払取引実行の承認を否定した場合、または②支払取引が正確に実行されなかったと申し出た場合には、支払サービス提供者が支払取引は認証されており、正確に記録されており、支払サービス提供者の口座に入力されており、技術的故障やその他の欠陥によって影響されていないということを示さなければならない。

支払サービス規則 60 条第 2 項により、「認証された (authenticated)」とは支払サービス提供者が、「特定個人用のセキュリティ手段 (personalised security features)」を含む特定の支払媒体 (specific payment instrument) の利用を立証できることを指す。

支払サービス規則 60 条第 3 項により、支払サービス利用者が支払取引実行の承認を否定した際には、支払サービス提供者が記録した支払媒体の利用のみでは必ずしも下記 2 点を立証するには十分では無い：

- ① 支払取引は支払人によって承認された；または
- ② 支払人は詐欺的行為を行った、もしくは意図的ないしは不注意によって規則 57 条を満たすことができなかった。

支払サービス規則 57 条第 1 項では支払サービス利用者が支払媒体利用に際して、利用条件に沿った利用をしなければならず、紛失、盗難、横領または承認されていない利用が発生した場合には遅延なく支払サービス提供者に知らせなければならない、としている。さらに 57 条第 2 項では支払サービス利用者は、支払媒体を受け取る際には、自らの特定個人用のセキュリティ手段を安全に保つために合理的な手段を踏まえなければならないと定めている。

行政機関等による紛争解決

金融オンブズマン (Financial Ombudsman Service) が網羅的に消費者の苦情を取り扱う (2000 年金融サービス法 226 条など)。個別具体的な苦情を受け付け、企業に対する調査の実施から、企業と消費者の間の仲裁まで実施している。

³³ PSR ヒアリングおよび HM Treasury 文書 (“Interchange fee regulation: consultation response” <https://www.gov.uk/government/consultations/interchange-fee-regulation>) などによる。

また、FCA および PSR は共に消費者からの苦情等を受け付ける電話番号および電子メールアドレスを設定している。FCA の場合には、祝日を除く月曜から金曜は午前 8 時から午後 6 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 1 時まで電話を受けている³⁴。通話料金は国内からであれば無料となる。

3.6 監督の実務³⁵

イシューおよびアクワイアラへの監督

FCA は規制文書に基づいてアクワイアラを監督する。アクワイアラについては資本規制等があり、認可取得時には事業計画の提出、経営陣の適切性 (fitness) テスト等が求められる。アクワイアラの事業についての規制もあり、公正性や安全性、顧客の取扱、契約条件、情報提供義務などを定めている。

FCA でもアクワイアラ規制のフレームワークを変えたばかりである。以前はクレームに対処する方法だった。現在は、テーマをあらかじめも設けて監督している。というのも、英国でのアクワイアラ業界が集中化し大手企業を相手にするようになったからである。

従来のアクワイアラに対しての監督は受け身、つまり、第三者からクレームがあった場合などに調査する、もしくはアクワイアラ自身が「問題が発生した」といって報告してくる、などというものであった。

これに対して、2015 年後半から 3 大アクワイアラ (World Pay、FirstData、Barclay) を対象に「パイロット・プログラム」として新しい監督方法を試みることになった。具体的には、月に 2・3 回の訪問をして 1～2 日間、オンサイトで面談・視察を行う。面談相手としては COO レベルが多いが、会長・CEO 等に戦略を聞くような場合もある。他にも必要に応じて会う。内容としてはリスク管理、マネーロンダリング防止、預かり資産の分別管理、等について実態を調査する。トライアルを 12 カ月実施した後にレビューして、アクワイアラに対する監督のあり方について、従来の方法で良かったのか、変更する必要があるのか、検討する予定である。

背景として、2014 年、Visa が EU との合意で、国境をまたいだ決済のインターチェンジ手数料のみ引き下げた。その結果、小売店が非 EU アクワイアラと契約しようと動き出したことから、3 大アクワイアラも対応を迫られるという場面があった。この時にはアクワイアラの 1 社が耐えられないかもしれないという状況になり兼ねなかった。従来の FCA の監督方針は「顧客資金は分別管理されているのでアクワイアラはリスクが低い」という発想だったが、その発想で良いのか検証されてこなかった。そこで今回のパイロット・プログラムで検証しようとしている。

FCA の決済サービス担当監督担当は 2015 年 12 月現在、3 名のみで電子マネーとアクワイアラの全社をカバーしている。パイロット・プログラムの結果、より積極的な監督方法が必要となったら人員が増える可能性はある。

³⁴ FCA ウェブサイト <https://www.psr.org.uk/competition-act-1998-ca98-guidance> を参照。

³⁵ 各当局へのヒアリングによる。

パイロット・プログラムであるため、検査方法等に関する文書はないが、1年後のレビュー結果を受けて、新たな動きが出ることもありえる。

PSR ではアクワイアラを Visa および MasterCard のシステムの一部として監督している。PSR の目的は、「競争」「イノベーション」「利用者の利益」の推進である。アクワイアラとは頻りに打合せ等をして、市場の競争環境、イノベーションの進展、利用者の状況等をヒアリングしている。

ブランドへの監督

PSR はまだ定時報告書を出させるような方法はとっていないが、監督対象である支払システムとは、月次、四半期次、半期次に打合せをしたり、電話・電子メールで頻りにやりとりしたりしている。特定のプロジェクトについてはより頻りに会うこともある。支払システム側も、法規制についての質問等があれば我々に連絡してきて、打合せを要請したりもする。

加盟店との関係

FCA が(加盟店としての)小売店とやり取りすることは決してない。クレームを受け付ける役目もない。クレームについては、中小企業であれば、ファイナンシャル・オンブズマン (Financial Ombudsman Services)を活用できるが大手企業は対象外である。詐欺などの問題ある小売店に対する当局は各地方の Trading Standards 当局である。

PSR にとって小売業界(merchants)は「(支払システム)利用者」として重要なステイクホルダーである。British Retail Consortium や British Independent Retailers Association という団体、Transport for London(ロンドン市交通局)といった巨大な merchant とは意見交換などを継続している。

PSD2 ではサーチャージに規制が掛るが、これは消費者保護法 (Consumer Protection Law) および商法 (Trading Law) の領域である。これらを遂行するのは CMA (競争市場監督者) および各地方自治体 (council) の役目である。地方自治体は、それぞれの優先順位に従って、どこまで遵守させるか判断するので、対応が異なる可能性が高い。もちろん消費者は問題があると思えば各地方自治体に苦情を述べることもできる。その対応も地方自治体の判断である。一方、小売業界は競争が激しいなか、評判を落とすたくないだろうから、自然に遵守される可能性が高い。かつて CMA が航空業界のクレジットカード利用のサーチャージについて規制を掛けたことがあった。航空会社が格安料金、たとえば 10 ポンド等でプロモーションしているのにクレジットカードで支払おうとすると追加で 10 ポンドサーチャージが掛る、といった状況が発生していたために CMA が業界に対してアクションを起こした。もし、違法な小売店があったとして、何法を侵しているかによって対応機関は異なる。小売店の売上がテロリストや犯罪組織に流れている、というようなことであれば、取引銀行は FCA 等に対して報告する義務を負う。銀行には「Know Your Customer」および「マネーロンダリング防止」という義務がある。もちろん、組織犯罪等については警察も関わるし、Serious Fraud Office (SFO、重大詐欺局)も関与し得る。マネーロンダリング防止については HM Revenue & Customs (税当局)も関わる。

4 フランス

4.1 決済環境概略

フランスの決済ビジネスは、他国とは異なる特徴を持つため、決済カードの発行主体による違い、決済サービス内容の違いの順に他国より詳細な説明を加える。

フランス国内での決済では、銀行等がキャッシュカード兼決済カードとして発行したカルテ・バンケール(Cartes Bancaires、以下 CB)が主として利用されている。CB は、GIE³⁶ Groupement des Cartes Bancaires(GCB)³⁷が定めるカードのブランド名かつ規格であり、決済と現金引出の両方の機能を有する。CBは、フランス国内に130の加盟銀行、1,300万の加盟店を有し、国内における支払の約95%を占めデファクトの地位にある³⁸。2014年の実績は、発行済みカード6,280万枚、現金引出が15.4億件・1,246億ユーロ、決済が91.4億件・4,201億ユーロで、合計107億件・5,447億ユーロであった。なお、CBによる決済のうち、EC(電子商取引)が占める割合は決済額の6%・決済件数の10%であり、前年比41%増と急拡大している。

CBカードによって支払う場合、イシューとアクワイアラの銀行が異なればオフアス取引となる。このCBを海外で利用したい場合、カード保有者の選択によってVisaやMasterCardなどの国際ブランドをCBカードに付加できる。この場合でも、国内の決済はCBであり、海外でのみVisaやMasterCardとして機能する。

また、銀行以外の金融会社(American ExpressやDiners等)が発行するアクレディティブ・カード(carte accréditive)を通じた決済においても、同様にオフアス取引が行われている。

一方、小売業者等が発行する³⁹プライベート・カード(carte privative)では、その出自から自社店舗におけるオンアス取引が中心となっているものの、提携先におけるオフアス取引も見られるようになっている⁴⁰。

次に、決済サービス内容の違いである。前述の通り、CBは現金を引出すキャッシュカードに相当する機能と、支払の機能を併せ持つものである。支払機能の違いは、利用者が資金引き落とし

³⁶ GIE (Groupement d'Intérêt Economique : 経済利益団体) は、フランスの法人格の一つ。非営利団体ではあるが、公益ではなく、構成員の私的な目的のために活動する。

³⁷ GCBは任意参加の私的団体であり、銀行を中心にしつつ他の支払機関(例えば、ミール・パウチャーの発行企業)や信用機関(例えば、クレジットカードを専門に発行する銀行子会社)も会員となっている。

³⁸ GCBインタビューによる。法的にも実質的にも独占ではなく、American Express等の他ブランド、VISAやMasterCardがCBを付さずにカードを発行している例がある。

³⁹ 実際のイシューは、大手銀行の系列子会社である。主要なイシューのうち、CetelemとConfinogaはBNP Paribasグループ、Finarefはクレディ・アグリコルグループの専門子会社。

⁴⁰ 白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」(一般社団法人日本クレジット協会クレジット研究所『クレジット研究』2014年第3号)、2014年、p.138

の時期を選択する結果として定まる⁴¹。すなわち、支払金額が①即時に引き落とされるデビット (débit au jour le jour)、②一ヶ月の合計金額を翌月の消費者が定めた日 (多くは給料日) に一括で引き落とすデファイアード・デビット (débit mensuel: マンスリークリアに相当)、③毎月一定額を支払い残額は翌月に繰り越すミニマムペイメント⁴²の3種類から選択することができる。3種類のうち金利が発生しうる生しうるのは②デファイアード・デビットと③ミニマムペイメントであるが、業法上の消費者信用には②デファイアード・デビットは含まれず (詳細後述)、③ミニマムペイメントのみが該当する⁴³。このため、フランスにおいては①デビットと②デファイアード・デビットをデビットカードとして扱い、③ミニマムペイメントのみをクレジットカードとして扱うこととされてきた。この点、EU によるインターチェンジフィー規制の中で、クレジットカードの定義⁴⁴が設けられことから、②デファイアード・デビットについても今後はクレジットカードの範囲に含まれることとなり、呼称の変更が必要になるとのことである。この呼称変更が行われた場合であっても、引き続き消費者信用としての業法が対象とするのは③ミニマムペイメントに限られると想定されている⁴⁵。

4.2 規制環境概略

法規制の全体像

一般的な銀行カード (CB カード=後述) の発行は、銀行法の規律に服するが、イシューングに着目した特段の規制はなく、決済サービスの内容に関する規律があるにとどまる。消費者信用に該当する場合には、発行主体を問わず消費者法の種々の規律を受けるが、マンスリークリアを含む銀行カードの大半は消費者信用の定義に含まれない特徴がある。

消費者保護に関して、イシューとの関係では銀行法や消費者法によってカード保有者が保護される一方、抗弁権の接続が認められない制約を受ける。インターチェンジフィーに関しては、従来はフランス競争法に基づいて規律されてきたが、今後は EU の規制に基づくこととなる。

主要関連法リスト

通貨金融法典 (Code monétaire et Financier)

2009 年改正によって決済サービス指令の内容を国内法として規定する⁴⁶。

日常生活の安全に関する 2001 年 11 月 15 日法 (Loi n° 2011-1062 du 15 novembre 2001 relative

⁴¹ 一部のプレミアムカードでは、決済機能がクレジットと決まっている場合がある。

⁴² かつては禁止されており、解禁された現在も選択者は少ないとされる。

⁴³ 白石、前掲、p.138

⁴⁴ 「予め定められた信用の範囲において、予め合意された日に支払額が引き落とされものであって、利子の有無を問わない」 (IFR)

⁴⁵ フランス中央銀行および GCB へのインタビュー

⁴⁶ EC 指令は、オールドナンス (政令に類するもの) によって通貨金融法典に組み込まれている。

la sécurité quotidienne)

テロ対策法であるが、電子商取引における支払手段の安全性に関する規定を有する。

消費法典 (Code de la consommation)

消費者信用の規律を含む。1986年のEC指令(87/102/CEE)の内容についても、国内法として規定する⁴⁷。

イシューイング、アクワイアリングに関連する法制度は以下の通りである。

	イシューイング業務	アクワイアリング業務
銀行	通貨金融法典 (Code monétaire et Financier) 消費法典 (Code de la consommation)	通貨金融法典 (Code monétaire et Financier)
非銀行	同上	・資金を仲介する場合: 同上 ・資金を仲介しない場合: アクワイアラが責任を負う

4.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

EUの支払サービス指令において、イシューは支払機関であることが要件であり、支払機関の範囲は加盟国に委ねられている。フランスでは、銀行は支払機関であり、支払カードとは銀行口座にひもづくものである。すなわち、「支払カード (carte de paiement)」とは、「(金融機関等によって発行され) その名義人に現金の引き出しと資金の移動を可能ならしめるカード」と定義される(通貨金融法典 L132-1 条 2 項)。従って、支払機関には銀行と銀行以外(例えばハウスカードの発行企業)も含まれるが、支払カードのイシューは銀行のみである。銀行はライセンスを保有していれば当然に支払機関となり、支払カードのイシューとして別途の要件はない。CBカードについても、イシューとなるために求められるのは技術的・手続的な要件にとどまり、事業内容等に関する追加的な資格や審査は存在しない⁴⁸。

なお、支払カードの定義は資金移動を要件とすることから、オフアス構成が該当し、オンアス構成のみのプライベート・カードは含まれないと解されている⁴⁹。フランス法は、伝統的に決済サービスは契約(通説は、支払委任と構成する)により規定されるものであって、法的問題もまた契約に基づいて処理されるべきとされてきた。このため、決済サービス指令を国内法化した規定を除けば、支払カードに対する法規定は多くはない。

⁴⁷ EC指令を消費法典に組み込む改正法は、ラガルド法と通称される。

⁴⁸ GCB へのインタビュー

⁴⁹ 白石、前掲、p.139

一方、支払カードにおける口座引き落としのタイミングとしてミニマムペイメントが選択された場合、「与信カード (carte de crédit)」となる。与信カードは、貸主であるイシュアが、その商業的活動の範囲内で、消費者である借主に対して、支払いの猶予ないし貸付という形で与信を供与する取引と定義される(消費法典 L311-1 条、同 L311-2 条)。ディファード・デビットも、決済日から銀行口座引落日までの貸付金利が発生しうるものの⁵⁰、40 日を超えない短期の貸付が消費者信用から除外されているため(同 L311-3 条)、「与信カード」には含まれない⁵¹。

与信カードの発行には、消費者信用事業の主体が信用機関・投資企業委員会 (CECEI) から信用機関としてのライセンスを受けることが求められる(通貨金融法典)ため、このライセンスが与信カードのイシュアとしての要件である。銀行については、信用機関としてのライセンスを別途取得することで、通常支払カードに加えてクレジットカードも発行することができる。逆に、銀行以外で信用機関としてのライセンスを得た場合には、クレジットカードのみが発行でき、クレジットカード機能のない支払カードは発行できない。ライセンス事業者に対する監督権は銀行委員会が有しており、書類検査と立入検査を行う、権限、また違反者を制裁する権限を有する。消費者の多くは、デビットとマンスリークリアに相当するディファード・デビットを選択していることから、与信カードとしての規律に服する決済はごく少数である。なお、「与信カード」としての規定は貸付に関する事項であって、支払に関しては「支払カード」としての規定が適用される⁵²。

契約内容・表示に関する規制

イシュアは、契約条件を書面で提示する義務を負い(通貨金融法典 L314-13 条 II-1 項)、契約には手数料などを含む所定の情報を記載しなければならない(同 L314-12 条)。消費者の同意なくカードを送りつけることは禁じられ(消費法典 L122-3 条 1 項)、契約締結に先立って主な情報を提供する義務を負う(同 L111-1 条 1 項)⁵³。

イシュアが契約内容を変更する場合は、2ヶ月以上前に通知する必要があり、変更に同意しない消費者は費用負担なしに契約を解除することができる(通貨金融法典 L314-13 条)。消費者から解約する場合、事前の通知を要件とすることは認められるが、その期間は 30 日を超えてはならない(同条)。逆にイシュアから解約することは、①安全性に問題がある場合、②不正使用等が疑われる場合、③取引リスクが顕著に増大した場合の 3 類型に限定される(同 D133-1 条)⁵⁴。

消費者信用については、誤認的広告を防ぐ趣旨から特段の規制が置かれており、必要事項(金利の詳細、返済シミュレーション例とその支払総額など)の記載、指定事項(財源が増加すると誤認する文言など)の記載禁止が定められている(消費法典 L311-4、同 D311-1 条)。また、所定要件

⁵⁰ 市場競争の結果として現在では基本的に無利子とのこと (GCB へのインタビュー)

⁵¹ 白石、前掲、pp.142-143

⁵² フランス中央銀行へのインタビュー

⁵³ 白石、前掲、p.142

⁵⁴ 白石、前掲、pp.142-143

を記した書面の交付義務(同 L311-6)、借主の判断に資する説明を行う義務(同 L311-8 条)が課せられる。⁵⁵

クレジットカードすなわちリボルビングは、フランスでは過重債務を招きやすい危険な取引と位置づけられ、2010 年の消費信用法改正によって通常の消費者信用よりも規定が加重された。カード券面には、carte de crédit と表記しなければならない(同 L311-16 条)。1,000 ユーロを超える購入に際して、リボルビングの勧誘を行う場合には分割購入と比較して選択できる機会を提供する義務があり(同 311-49 条)、また商品購入に際してリボルビングを利用することを条件とした特典の付与は禁じられる(同 L311-17 条)。返済には、必ず元本の返済分が含まれる必要があり(同 L311-16 条)、元本が最大 5 年以内に完済される返済計画でなければならない。イシューは、毎月借入と返済の状況を通知する必要があり(同 L311-26 条)、消費者はいつでも無条件で繰上返済できる(同 L311-22 条)。⁵⁶

貸主は、中央銀行が保有する事故歴等を参照の上で与信審査する義務を負い(同 L311-48 条)、怠った場合には裁判所の判断によって利息の一部または全部を請求する権利を失う場合がある(同)。⁵⁷

貸出金利は、業界における平均金利を 1/3 以上超過することが禁じられる(消費法典 L313-3 条 1 項)。具体的には、中央銀行が四半期ごとに公表する、消費者信用業界における利率の平均値が基準となる。この制限を超過した場合、暴利金利(taux de l'usure)として民事上は無効であって過払い分について返還請求の対象となり(同 L313-4 条)、また刑事罰の対象となりうる(L313-5 条)。

法令外の枠組みとして、消費者信用については消費者団体との合意事項が事実上の規制として機能している。

4.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

決済ネットワークには加盟店に対する法的な審査義務はない。国立統計経済研究所(INSEE⁵⁸)に登録して 14 桁の SIRET コード⁵⁹を取得している事業者(個人事業主を含む)であれば、CB 加盟

⁵⁵ 白石、前掲、p.148

⁵⁶ 白石、前掲、pp.150-151

⁵⁷ 白石、前掲、p.149。なお、いわゆるホワイトデータを信用データベースに含むことについて従前より議論があったが、多重債務者の発生を抑制する観点から与信されやすくなる拡張は望ましくないと議会において判断された(フランス中央銀行へのインタビュー)。

⁵⁸ Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques

⁵⁹ 経済活動をする主体には SIREN(Système d'Identification du Répertoire des ENtreprises)コードが付与され、事業所別に SIRET コード((Système d'Identification du Répertoire des ETablissements : SIREN コードに 5 桁加えたもの)が付与される。

店となることができる。従って、加盟店となることを希望する事業者がフランス国内で合法的に経済活動を行っている限り、決済ネットワークとしての GCB には独自の審査を行う余地はない。GCB は、マネーロンダリング防止の観点から継続的なモニタリングを実施しており、疑わしい加盟店を見つけた場合には加盟店契約の主体であるアクワイアラに連絡する。連絡を受けたアクワイアラが適切な対応を取らないような極めて例外的な局面に限り、CB がアクワイアラに対して持つ契約上の権利に基づいて、アクワイアラと加盟店の間の契約を打ち切らせることもあり得るとされる。このため、通常の審査はアクワイアラが担うこととなり、フランスにおけるアクワイアリングは、基本的に銀行（銀行のインハウスとしての代行業者を含む）である⁶⁰。銀行は、銀行取引契約の一部として CB カードの取り扱いを定めている場合が多く、この場合には加盟店となる事業者との銀行取引を認めるか否かが判断基準となっており、銀行によってリスク判断の基準は異なる。以上のように、アクワイアラにおいても決済に特化した審査はなく、銀行業界において標準となるような実務的な審査基準等もない⁶¹。なお、大手事業者を中心として、支払の取り扱いのみを独立して銀行と契約する場合も増えているが、大手企業であるため交渉の対象は手数料であって、契約の是非が問題となることは想定されないとのことである。以上のように、フランスにおいて加盟店審査義務を定める法制度も実務的慣行も存在しない⁶²。

次に、EU による IFR では、PCS (Payment Card Scheme) とプロセッサーが、財務・組織・意思決定プロセスの上で独立していなければならないと定められている (IFR 第 7 条)。独立の基準については、EBA が RTS (Regulatory Technical Standards) において詳細を定めとしているが、2016 年 2 月時点では RTS は定められていない。従来、CB カードに関する支払のうち、フランス国内に閉じたオンアス構成の場合のスウィッチングは、GCB 傘下の E-rsb と呼ばれるサービスが一手に担ってきた⁶³。このため、この分離規定に事前に対応することとし、GCB はプロセッサー事業を子会社として分離した⁶⁴。なお、海外との接続方法は、アクワイアラが個別に決定しており、デファクトがない状況にあ

⁶⁰ EU 決済指令において支払機関であればアクワイアリングが可能であるため、銀行以外の支払機関がアクワイアラとなることは制度上可能である。しかし、実態としては銀行がアクワイアラとなる例が大半とされる (GCB へのインタビュー)

⁶¹ この点インタビューでは、銀行業界が標準的な基準を設けると、基準が保守的になりすぎ事業者 (加盟店) によるイノベーションの妨げとなるとの認識が示された。

⁶² 白石、前掲、p.146 及び脚注 63。またフランス中央銀行及び GCB へのインタビュー。

⁶³ GCB へのインタビューによれば、Chip & PIN による認証が EMV の許容額内であってオーソリゼーションが発生しない場合と、オンアス構成で銀行のシステム内で完結する場合は、全支払件数のうち約 7 割を占めることから、E-rsb の取扱件数は約 50 億件 (2014 年) であった。

⁶⁴ CB 傘下の持株会社である CB investissements が、100% 子会社 (SAS) として SER2S を設立した。GCB へのインタビューによれば、EU 指令が求める独立の基準としては、事業の分離で足りるとの見通しもあったが、念を入れて法人格を分けたとのことである。その後、2015 年に、GCB は SER2S と同様の CORE というサービスを提供している STET (Systèmes

る。また、クリアリングについては、GCB から相互に独立した事業者である STET が運営する CORE という ACH が担っている。

また、PCS は今後、イシューが複数のブランドを支払カードに同時に搭載することを認めなければならない(IFR 第 8 条)。これをフランス国内でどのように実現するかについては、今後の検討課題であるとされている。

IFR の枠外での制度として、中央銀行は決済ネットワークをモニタリングするスキームを持つ。これはリスボン条約 105 条(2)項および ECB 憲章 3 条・22 条に基づき、Eurosystem が支払システムの円滑な運営を促進する責任を負っていることに由来する。このため、2000 年に支払システムの監督(oversight)を目的として決済ネットワークである CPS(Card Payment Schemes)をモニタリングするスキームが創設されたものである。但し、レビューするのみであって規制する権限は有さない。このモニタリングの内容は後述する。

インターチェンジフィー規制

EU によるインターチェンジフィー規制は、規制内容としてはアクワイアラがイシューに支払う手数料を規律するものであって国際ブランドを直接的な対象とした規制ではないが、実質的にはブランド規制と言いうるものであるとの認識が、フランスの政策当局者から示された。

フランスでは、CB がインターチェンジフィーの料金表を規定している。CB の定める手数料は、海外決済が 0.28%、海外現金引出が 0.57 ユーロ/件、取引キャンセルが 0.29 ユーロ/件である。この規定が、競争法上のカルテル行為に該当しないことについて、従来はフランス独禁法当局による承認を得てきた(2011 年時点で 4 年間有効な承認を得ていた)。しかし、EU としてのインターチェンジフィー規制が、マルチラテラルのみならず国内についても適用されることとなったため、今後は EU 法に基づくものとなる⁶⁵。このため、各国競争政策当局の主導的な役割は終わるものの、国内におけるインターチェンジフィー水準を届け出る先は引き続き国内の当局であるため関与は続く。

4.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定

支払カードの紛失・盗難に際して、消費者が支払の差し止めをイシューに伝えれば、以降のなりすまし利用等について消費者は責任を負わない。差し止め前の消費者の負担は 150 ユーロ以下と法定されるが、暗証番号を使用しない決済や、会員が知らない間にカードが利用された場合、消費者が真正なカードを保持したまま偽造カードが利用された場合、消費者は免責される。この場合、残る損害はイシューの負担となる。消費者に故意・重過失がある場合には、免責や上限の規定は適用されず被害の全額が消費者の負担となるが、正しい暗証番号が使用されたことだけでは故

Technologiques d' Echange et de Traitement S.A.S.) に対して SER2S を売却しており、今後は CB ブランドの PCS に専念する。

⁶⁵ CB Annual Report 2014、GCBGCB インタビュー

意・重過失の証明とはならない。(日常生活の安全に関する 2001 年 11 月 15 日法 37 条～44 条)

支払カードにおいては、加盟店への支払指図の伝達前でなければ、カード保有者は支払指図を撤回し得ないと規定されていることから(通貨金融法典 L133-8 条 II-1 項)、原則として抗弁が接続しない。イシューは、カード保有者と加盟店との間の紛争には無関係であることが根拠とされている。但し、当事者間で合意された場合には撤回可能である。また、金額が未確定のまま支払指図が為された場合(例えばホテルやレンタカー)であって、金額が合理的な予測を超える場合には、全額について返還を求めることが認められる(同 L133-25 条)。なお、支払の差し止めについても、盗難・紛失や加盟店の倒産など法定の事由以外では認められない。⁶⁶

与信カードにおいても、根拠は異なるが抗弁が切断するとされる。消費者信用の原則は、主たる売買契約と付随する与信契約が相互に依存するような取引の一体性が認められる限り関連貸付となり⁶⁷(消費法典 L311-1 条)、例えば主たる契約が不履行であれば債務返済の履行義務は生じない(同 L311-31 条)など、抗弁の接続を越えて両契約が強く連動する。しかし、リボルビングのクレジットカードは、この関連貸付に該当しないと考えられており、そうであれば消費法典の各規定が適用されない結果、抗弁が切断する。⁶⁸

4.6 監督の実務⁶⁹

CPS に対する中央銀行によるモニタリング(アセスメント)

アセスメントの視点は 5 つであり、①競争法への整合、②ステイクホルダーに対する十分な情報の開示、③適切なセキュリティ・信頼できる運用・事業の継続性、④効率的で責任・透明性のある組織運営、⑤クリアリングと支払における経済的リスクの回避・コントロールである。アセスメントの結果は各国の中央銀行が回収してレビューし、また Eurosystem 全体としてのレビューも行われる。ただし、営業秘密保持の観点から結果は公開されない。

銀行に対する中央銀行によるモニタリング(アセスメント)

中央銀行は、銀行を監督する権能を持つので、支払カードのイシューングについてもチェックの対象に含まれる。しかし、通常は定期的なレポートの提出を求めるだけであり、現場に出向いての詳細な検査を行うことは、全銀行を通じて数年に一回程度とされる。⁷⁰

⁶⁶ 白石、前掲、pp.143-144

⁶⁷ H26 報告書

⁶⁸ 白石、前掲、pp.147-148 および脚注 75

⁶⁹ 各当局へのヒアリングによる。

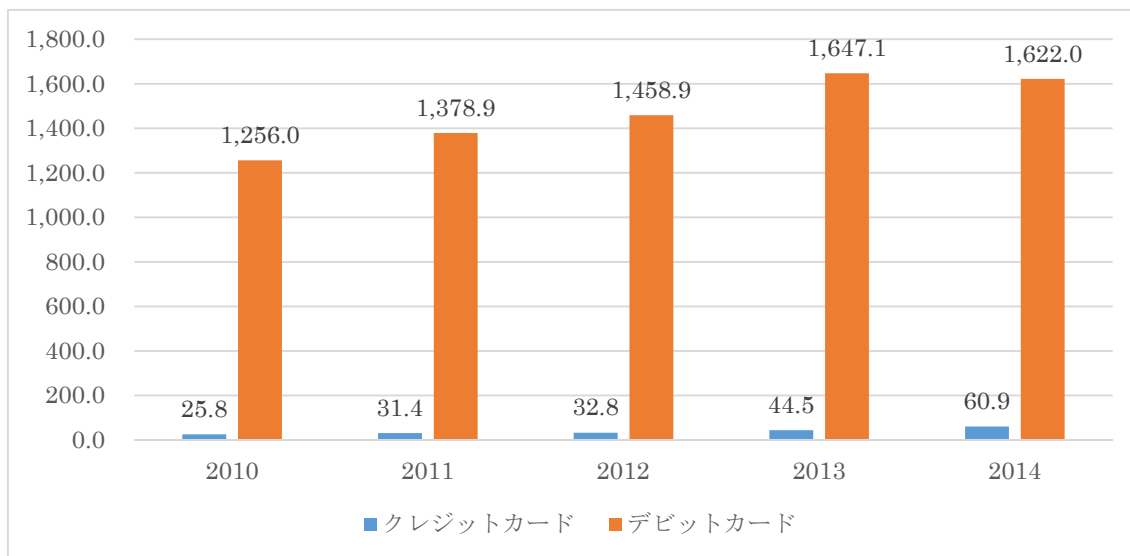
⁷⁰ フランス中央銀行へのインタビュー

5 ドイツ

5.1 決済環境概略

元来、ドイツ人は現金主義であると言われる。また、非現金決済においては、ドイツではデビットカードの歴史が長いこと、クレジットカードの高い手数料を嫌われることなどから、デビットカードが一般的に利用されている。

ドイツにおける各年の月別手段別決済金額(単位:億ユーロ)



(出所)ECB 「Statistical Data Warehouse」

e コマースでは、クレジットやデビットといった非現金決済が用いられるが、伝統的に、カード番号、有効期限、CVC や CVI などのセキュリティコード、であった。最近では個別の PIN を入力させたり、銀行のウェブサイトへリンクしてオンライン・バンキングのシステムで認証させたり、などより厳格な手法が増えている。

一方で、PSD2 で規定される PISP に当たるような事業者として、ドイツでは Sofortüberweisung (略称 Sofort) という会社が有名であるが、同社の決済サービスを利用する場合、銀行発行の PIN を同社のサイトへ入力し、送金指示も発することになる、この点で、オンライン・バンキングの PIN 等を第三者に知らせない、という監督当局・銀行協会・銀行が利用者に求めてきた鉄則に反していることもあり、PSD2 下による規制が検討されている。

5.2 規制環境概略

法規制の全体像

ドイツは EU 諸国として EU 規則に従い国内法の改定ないし制定を進めている(EU 規則については EU の章を参照のこと)。

EU におけるインターチェンジ手数料規則は即座にドイツも遵守する立場にあり、ドイツにおいて

採られた立法手続きは監督当局の指定のみである。ドイツでは金融監督庁 (Die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, 以下 Bafin) がインターチェンジ手数料規制の監督者となることがドイツ国会で採択されている⁷¹。

主要関連法リスト

ドイツ民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch)⁷²

略称 BGB。Subtitle 3 Payment services (675c 条から 676c 条まで) により、決済サービスおよび電子マネーについて規定。

支払サービス監督法 (Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz)⁷³

決済サービスの提供および電子マネーの活用について規定。

民法典への導入法 (Einführungsgesetz zum Bürgerlichen Gesetzbuch)

略称 EGBGB、情報提供義務など規定。

ドイツ銀行法 (Kreditwesengesetz)

略称 KWG、非現金決済および電子マネー事業を営む事業者の義務など規定。

また、支払サービス監督法を施行する上の細則として、次の政令が制定されている⁷⁴。

支払機関の資本適正性に関する規則 (Verordnung über die angemessene Eigenkapitalausstattung von Zahlungsinstituten, 以下 ZIEV)

支払機関の会計に関する規則 (Verordnung über die Rechnungslegung der Zahlungsinstitute - RechZahlV)

支払機関の会計に関する規則。

主な関連法規は以下のとおりである。

	イシューング業務	アクワイアリング業務
--	-----------------	-------------------

⁷¹ BaFin ヒアリングより。

⁷² ドイツ法務省ウェブサイト (http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_bgb/index.html) より英訳入手可能

⁷³ Bafin ウェブサイト (http://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_支払サービス監督法_en.pdf?__blob=publicationFile) 掲載の英訳より。

⁷⁴ METI2014 年度調査

銀行	ドイツ民法典(Bürgerliches Gesetzbuch) 支払サービス監督法 (Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz) 民法典への導入法(Einführungsgesetz zum Bürgerlichen Gesetzbuch) ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)	同左
非銀行	同上	同左

5.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

支払サービス監督法による決済サービスの提供者は下記のとおり(第1条第1項):

1. 金融機関(Article 4 (1) of Directive 2006/48/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 relating to the taking up and pursuit of the business of payment institutions (OJ L 177, p. 1) which are entitled to do business in Germany,)
2. 電子マネー事業者(within the meaning of Article 1 (b) and Article (2) (1) of Directive 2009/110/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 on the taking up, pursuit of and prudential supervision of the business of electronic money institutions (OJ L 267, 10.10.2009, p. 7),
3. 連邦、地方政府
4. 欧州中央銀行、ドイツ連邦銀行および他のEU域内中央銀行および他の公的監督当局
5. 上記1~4以外の支払サービスを提供する企業

加えて、支払サービス提供者は以下の通り定義されている(支払サービス監督法第1条第2項):

1. 支払口座に現金を入金可能ないし引き出し可能とするサービスおよびそのために必要なすべての業務
2. 支払取引の実行(利用者の支払サービス提供者ないし他の支払サービス提供者に有する支払口座にある資金の移動を含む)で信用供与を含まない支払取引:
 - (a) 自動引落(direct debit)の実行(一度限りの自動引落を含む);
 - (b) 支払カードもしくは類似の媒体を介した支払取引の実行;
 - (c) 自動継続(standing order)を含む口座振替(credit transfer)の実行。
3. 2に記載された支払取引で、第2条第3項で意味する信用供与を伴うものの実行。
4. 支払認証媒体の発行ないし支払認証媒体によって発動される支払取引の受入および決済(支払認証ビジネス)。

5. 略(インターネットないしモバイルを利用した支払の実行)

6. 略(送金ビジネス)

また、該当する信用供与の範囲としては、支払取引のための信用供与であること、期間が 12 カ月以内であること、支払取引のための資金から貸出が実行されていないこと等が定められている(支払サービス監督法第 2 条第 3 項)。

契約内容・表示に関する規制

クレジットカードを含む金融機関からの借入については法律で明記された上限規制は無い。判例によって「通常適用される金利の 2 倍を超えるのは適切ではない」という考え方はあるが、これも状況による。なお、民法上のデフォルト金利は金融機関以外からの借入等、あらかじめデフォルト時の金利が設定されていないような借入に適用される。

ドイツ民法典 675i 条では小口決済に関する免除規定があり、1 件当たり 30 ユーロ以下の個別の決済および 150 ユーロを上限とする信用供与ないし常に 150 ユーロを超えない資金の受入については幾つかの義務を免除するとされている。

ドイツ民法典 675g 条により、支払サービス提供者には、契約者への情報開示が定められている。具体的には、適用される金利や為替レートのベースとなる金利や為替レートが変更される際には事前に開示する必要があるが、市場の金利や為替レートの変動によりベースの値が変化したことによる変動は事前に開示する必要はない。

また、銀行協会が加盟店とカード発行銀行の間で締結される統一約款を作成しており、銀行はその統一約款に沿った契約を顧客と交わすことになる⁷⁵。

その他の重要な規定

● 受取人(加盟店)に対する支払の規定

ドイツ民法典 675t により受取人の支払サービス提供者は支払金額を受領した後、遅延なく(すなわち同じ日に)振替しなければならない。

Section 675t BGB obligates the payment services provider of the payee to credit the payment amount without undue delay after receipt, i.e. on the same value date.

5.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

インターチェンジ手数料規制の施行に際して BaFin は銀行協会の内部規制を介してカードブランドを監督する。また、銀行協会は加盟店とカード発行銀行の間で締結される統一約款を作成しており、当該約款にも織り込まれる。加えて銀行の会計監査人は銀行のコンプライアンス状況を確認

⁷⁵ BaFin ヒアリングより。

する義務を負っており、銀行とブランドとの契約も確認することになる。

なお、ドイツでのイシューとアクワイアラ間のオーソリゼーションは Visa、MasterCard、Amex、Diners がそれぞれ行っている。

インターチェンジフィー規制

EUのインターチェンジ手数料規則は2015年12月に発効されており、BaFinが監督当局となる。EUのインターチェンジ手数料規制については幾つかの選択肢があるが、ドイツは最も簡潔に、クレジットカードで0.3%、デビットカードで0.2%を上限とすることを選んだ⁷⁶。

5.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定

民法 675l 条により、支払人はあらゆる合理的な手段によって「特定個人用のセキュリティ手段 (personalised security features)」の紛失、盗難、誤用ないしその他の認証されていない利用を防ぐ注意を払わなければならない。

ドイツ民法典 675m 条は支払指示の有効性について定めており、それは支払サービス提供者によって受理された時点で有効である。支払サービス提供者は指示を拒否することもできるが、その場合には支払サービス利用者に即座に知らせなければならない(ドイツ民法典 675o(1))。支払サービス基本契約(master agreement)によって定められた条件を満たしており、既存の法に沿う限り、支払指示を拒否することはできない(ドイツ民法典 675o)。

ドイツ民法典 675p 条は支払指示の取消不能性を規定しており、指示は発出された時点ないしは受取人が認証を受領した時点で取消不能となる。

ドイツ民法典 675u 条により、認証されていない支払取引については支払人に対して支払サービス提供者は速やかに返金しなければならない。675v 条により、認証機器に疑念を持たれるような場合には支払サービス提供者に責任がある。675w 条により、「支払取引の認証」について紛争があった場合(disputed)、支払サービス提供者が認証は実現したと証明しなければならない。自動引落の場合には民法 675x 条により一定の条件を満たせば支払者が返金を請求できるとされている。

行政機関等による紛争解決に関する規定

支払サービス監督法 28 条(支払サービス提供者に対する苦情)により苦情手続きが定められている。具体的には、支払サービス提供者がドイツ民法典 1 条ないし 675c 条から 676c 条および民法典への導入法 248 条に反した場合、支払サービス利用者は BaFin に対して苦情を提示することができる。苦情を提示することができる主体は以下のとおりとされている。

- ① 禁止命令救済法(Injunctive Relief Act)で定められた機関
- ② 商業者の利益を代弁するための協会組織

⁷⁶ BaFin ヒアリングより。

③ 商工会議所

実務的には訴訟を起こすにも、ドイツの消費者協会が活用される(消費者協会は個人を代表して訴訟を起こすことができると政府も認めている団体である)⁷⁷。

5.6 監督実務⁷⁸

イシューおよびアクワイアラへの監督

支払サービス監督法 22 条および銀行法 25 条に基づいてリスク管理のフレームワークが決まっており、BaFin は月次、四半期次、年次での報告およびアド・ホックな報告を必要に応じて出させている。

オンサイトの検査は、BaFin からの要請に応じて中央銀行(Bundesbank)が行う。中央銀行は主に金融システムの安定維持のために日々、検査を行っているし、地方拠点もいくつかあるので BaFin よりも機動的に検査を行える。支払サービス監督法 30 条に基づく(ノンバンク)支払サービス事業者についても中央銀行が検査を行える。BaFin と中央銀行との協力関係は銀行法 7 条(Cooperation with the Deutsche Bundesbank)等に基づく。

アクワイアラは支払サービス事業者として BaFin が規制する。

加盟店との関係

支払人(payer)および受取人(payee;加盟店)は民法の対象であり、BaFin の監督規制対象ではない。BaFin の目的は(支払サービス事業者を含む)金融機関の監督規制であり、一般の商行為などの健全化を図る目的はない。

PSD2 では、インターチェンジ手数料がかかる取引について、受取人による手数料(サーチャージ)(例;クレジットカードを使うときに加盟店が支払人に課す手数料)の規則を策定しなければならないとある。PSD2 の施行予定は 2017 年末なので詳細は未決定だが、BaFin が当該規定の執行・監督を担当することは考えにくい。恐らく民法裁判所(Civil Law Court)が監督者になるようである。

⁷⁷ BaFin ヒアリングより。具体的には Federation of German Consumer Organisations (Verbraucherzentrale Bundesverband e.V. 略称 vzbv) が該当するとみられる。

⁷⁸ BaFin ヒアリングに基づく。

6 米国

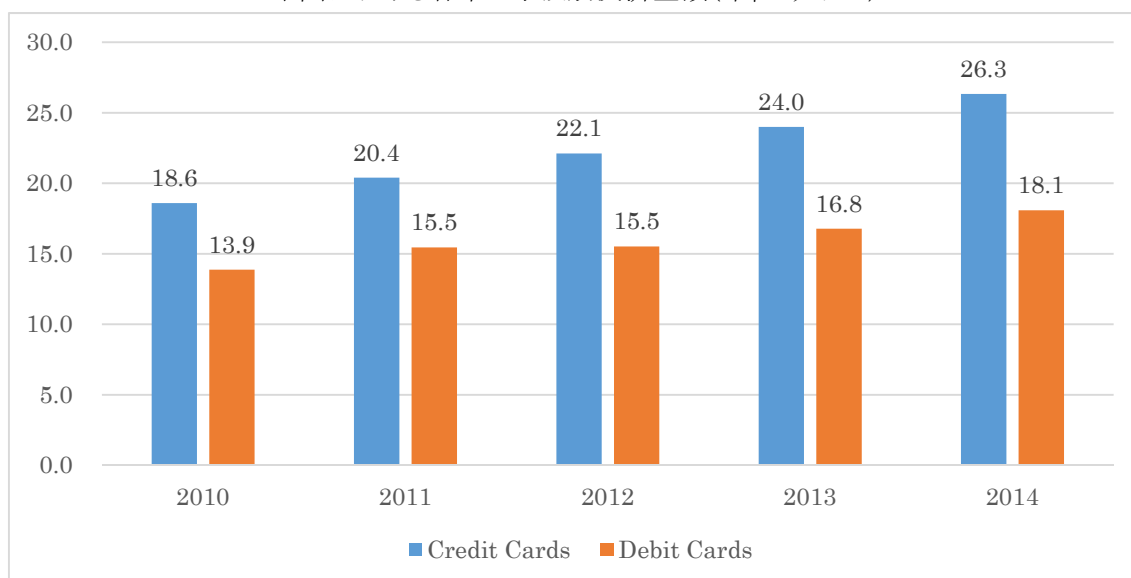
6.1 決済環境概略

アメリカにおけるイシューは、(ア)商業銀行が発行主体であり自ら業務を行う場合、(イ)ノンバンクが発行主体であるが業務は商業銀行に委託する場合、(ウ)ノンバンクが発行主体であり業務も自ら行う場合の3つのパターンに分かれる。このうち、(ア)と(イ)が大多数を占めており、(ウ)は例外的であって主要な事業者ではアメリカン・エクスプレスとディスカバーが該当する。

かつてクレジットカードが成長産業であったことから、商業銀行によるイシューング業務への参入が相次いだものの、システム投資を伴う装置産業であって利益を得るには規模を確保する必要があること、過当競争となったこと、個人破産が増加したことなどからイシューング事業の統廃合が進んだ。この結果、イシューをクレジットカードに関する債権残高で見た場合、上位10社が債権残高総額の90%を占める寡占市場となっている。⁷⁹

クレジットカードの起源は、百貨店など個別の小売事業者が提供する掛け売りであったものの、次第に加盟店において等しく使用できる決済インフラへと成長し、1950年代から決済業務の担い手が銀行へと移っていった⁸⁰。1990年から2001年にかけて年平均成長率11.5%で取扱高が増加していったが⁸¹、個人破産が増加したことも伴いデビットカードの利用が増加している。

米国における各年の手段別決済金額(単位:兆ドル)



(出所) 各社発表資料より NRI 作成

⁷⁹ 前田真一郎「米国リテール金融の研究」(2014年・日本評論社) pp. 187-190

⁸⁰ 前田、前掲、pp. 91-94

⁸¹ 前田、前掲、p.190

6.2 規制環境概略

法規制の全体像

アメリカでは、クレジットカードの法的性質を、通説は信用販売ではなく直接貸付と捉えていることから⁸²、クレジットカード取引に関しては州法である消費者信用法と連邦法である消費者信用保護法が適用され、業法というよりは消費者保護法として規律される特徴がある。クレジットカード取引に関する監督権限は、従来の連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System: FRB) に代わり消費者金融保護庁 (Consumer Financial Protection Bureau: CFPB) が中核を担っている。一方、イシューの適格等は、貸付を行う者として消費者信用保護法が適用されると同時に、銀行として州法・連邦法の一般的な規制に服する。また、競争政策に関しては司法省 (Department of Justice) が主として管轄する。商取引に関して連邦の権限に限界があること、各機関の監督範囲に重複が見られることが、法規制の比較にあたっての留意点である⁸³。

主要関連法リスト

統一消費者信用法典 (Uniform Consumer Credit Code: U3C) ・州法

消費者信用に関するモデル法であり、各州が州法として立法している。消費者を主体と見た場合にクレジットカード取引の最も基礎となる法である。但し、採用州は 20 州未満である。

消費者信用保護法 (Consumer Credit Protection Act: CCPA) ・連邦法

1961 年に制定され逐次改正されてきた連邦法で、クレジット事業を規律する連邦法の中では中核となる。州法である消費者信用法を前提とした規定ぶりを持つ⁸⁴。

貸付真実法 (Truth in Lending Act: TiLA) ・連邦法

消費者信用保護法の第 1 編を独立して呼称するもの。イシューの情報開示義務等を定め、カード業務のルール策定を FRB に授権する。

レギュレーション Z (Regulation Z: Reg. Z)

貸付真実法に基づく施行規則であり、レギュレーション Z と通称される。従来は FRB が定めてきたが、ドッド・フランク法以降は CFPB が所管する。公式の注釈 (Official Staff Commentaries) が公表されている。カード発行、無権限利用、イシューへの抗弁、誤請求の取り扱いを定める。

公正信用請求法 (Fair Credit Billing Act: FCBA) ・連邦法

⁸² 笠井、前掲、p.96

⁸³ 蓑輪、前掲、p.172

⁸⁴ 笠井修「アメリカ法におけるクレジットカード取引の法的構成」(一般社団法人日本クレジット協会クレジット研究所『クレジット研究』2014年第3号)、2014年、p.98

貸付真実法の 1971 年改正 (追加) が独立して呼称されるもの。イシューからの支払い請求に誤りがあった場合の訂正権を定める。

公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act: FCRA)・連邦法

消費者信用保護法の第 6 編を独立して呼称するもの。消費者信用報告会社に対する規制。

信用機会均等法 (Equal Credit Opportunity Act: ECOA)・連邦法

消費者信用保護法の第 7 編を独立して呼称するもの。イシューイングにおける差別禁止を定める。

電子的資金移動法 (Electronic Fund Transfer Act: EFTA)・連邦法

消費者信用保護法の第 9 編を独立して呼称するもの。資金移動に関わる責任の分配等を規定する。なお、同法の施行規則は、レギュレーション E と通称される。主にデビットカードが該当するが、資金移動を伴う PSP についても該当しうる。

クレジットカード責任・責務・開示法 (Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act)・連邦法

サブプライム問題を受けて 2009 年に制定された貸付真実法の改正法であり、不当な取引の禁止による公平性と、情報開示等による透明性の確保を趣旨とし、イシューによる利率や遅延損害金の上限等を定める。⁸⁵

ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)・連邦法

2010 年に制定された、金融システム全般の改革を目的とする法。クレジットカードに関わる消費者保護の機能を CFPB に再編すること等を定める。

イシューイング、アクワイアリングに関連する法制度は以下の通りである。

⁸⁵ 蓑輪靖博「最近のアメリカにおけるクレジットカード法の動向」(一般社団法人日本クレジット協会クレジット研究所『クレジット研究』2014 年第 3 号)、2014 年、p.161、p.165

	イシューイング業務	アクワイアリング業務
銀行	銀行法(連邦・州) 消費者信用保護法(Consumer Credit Protection Act: CCPA) ドッド・フランク法(Dodd-Frank Watt Street Reform and Consumer Protection Act)・連邦	同左
非銀行	同上	・資金を仲介する場合:上記に加え 電子的資金移動法(Electronic Fund Transfer Act: EFTA) 送金事業者法(州) ・資金を仲介しない場合:アクワイアラが責任を負う

6.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

アメリカにおける銀行免許は、連邦法に基づく国法銀行と、州法に基づくものが併存する二元銀行制度である。国法銀行の主管官庁は OCC (Office of the Comptroller of the Currency、財務省通貨監督庁) であるが、連邦準備制度に強制加入であることから FRB の、また連邦預金保険機構に強制加入であることから FDIC (Federal Deposit Insurance Corporation、連邦預金保険公社) の監督を受ける。

州法に基づく銀行(State Bank)は、州政府による所管に加えて、任意加盟である連邦準備制度と連邦預金保険機構に関連して FRB と FDIC から一定の監督を受ける⁸⁶。なお、銀行に関する規定および監督実務については、州による差違は小さく、連邦における規定と実務が踏襲されることが通常であるとされる⁸⁷。

金融システム安定の脅威に対処するための高次の監督組織として金融安定監督評議会 (Financial Services Oversight Council) が設置された (ドッド・フランク法)。その権能として、システム上重要な資金精算決済業務を特定することおよびそのための情報収集が含まれている (同法 112 条(a)(2))。また、同評議会議長 (財務長官) には、システミック・リスクを削減するために調査研究す

⁸⁶ 松尾直彦「アメリカ金融改革法」(社団法人金融財政事情研究会) 2010 年、pp.34-37

⁸⁷ 現地インタビュー

る権能が与えられている(同法 123 条(a)(1))。⁸⁸

消費者との取引に関する監督権限は、CFPB が有する(ドッド・フランク法)。具体的な行為規制は後述する。

契約内容・表示に関する規制

クレジットカードの社会的重要性を背景に、イシューは、与信判断における人種・宗教・婚姻・性別等を理由として差別することが禁止される(信用機会均等法 1691 条)。実務上は、FRB(当時)が整備した標準クレジット申請書式が採用されていることから、同法違反としての差別を争う例は少ないとされる。⁸⁹

クレジットカードの申込に当たっては、イシューは消費者に広汎な情報を開示することが義務づけられている(消費者信用保護法 1642~1645 条)。加えて、手数料が消費者に対して公正かつわかりやすい体系となることを求めており、理解しやすい用語の使用や、手数料の明示的な開示を定めている。また、イシューは消費者に対して、定期的に繰越残高やファイナンスチャージの総額などの情報を提供する必要がある(レギュレーション Z 226.7 条)⁹⁰。なお、イシューは、クレジットカードを消費者の申請なくして送りつけてはならない(貸付真実法 132 条)が、更新や再発行の場合には適用されない

クレジットカードが貸出とされることから、その利率には各州の銀行法や利息制限法が定める貸出金利の上限規定が適用される。利息の起算点・利息が生じない法定期間・情報の開示義務、ファイナンスチャージに含まれる範囲等についても明定されている(レギュレーション Z 226.4 条)。イシューによる、利子や手数料の体系が高度化していることへの近時の立法措置として、信用限度額超過手数料(overlimit fees)は消費者の事前同意を要件とし、21 歳未満へのカード発行の原則禁止(両親が連帯責任を負担する場合は例外)、未払残高(支払遅延残高)への事後的な金利引き上げを原則として禁止などが追加された(クレジットカード責任・責務・開示法)。

貸し手が金利を変更する場合には、契約から一定期間は金利の変更が禁じられ(契約内容を継続することが求められ)、変更にあつたつての所定の手続が求められる(クレジットカード責任・責務・開示法)。

イシューである銀行は、消費者に対する貸付債権と預金請求権を相殺することを禁止される(レギュレーション Z 226.12 条)。

その他の重要な規定

ドッド・フランク法によって CFPB が新設され(同法 1011 条(a))⁹¹、FRB、FDIC、FTC、NCUA、通貨

⁸⁸ 松尾、前掲、pp.44-50

⁸⁹ 笠井、前掲、p.101

⁹⁰ 笠井、前掲、p.102

⁹¹ 金融消費者保護庁に関連する第 10 編は独立して 2010 年金融消費者保護法(Consumer

監督庁、OTSなどから一定の権限が移管された⁹²。同庁は、FRS内に位置づけられるが独立した庁であり、FRBに対して事案・政策・人事・財政の自律性が保証されている(同法 1012 条(c))。

CFPB が所管する消費者向け金融商品・サービスは、保険が除外されるほかは広汎であって、消費者信用取引・資金移転・支払手段の売り付け・提供・発行(但し、売り主が消費者に提供される貯蔵価値の条件に実質的なコントロールを行使する場合に限る)が含まれることが明記されている(1002 条(15)(A)および(B))。このため、イシューング業務は、支払手段としてのクレジットカードの売り付け・提供・発行として、また消費者信用取引に該当するキャッシングやミニマムペイメントの貸出人として対象となる。⁹³

同庁は、関連法の所管、必要に応じて規則やガイドライン等の制定ができ(同法 1022 条(b))、モニタリング等の活動が認められている。消費者に対して不公正・詐欺的・濫用的である事業者の行為を発見したには、関連当局と調整の上でこれを制限する規則を制定できる(同法 1031 条)。なお、州法はドッド・フランク法と不整合でない限り有効となる。同法より州法の消費者保護レベルが手厚い場合は、不整合とみなされず州法の規定が有効である。(同法 1041 条)

6.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

国際ブランドによる商行為は、競争法の適用対象となる。アメリカにおける独占禁止法であるシャーマン法は、価格カルテル等はその性質が競争制限的であることから、競争阻害の結果があるかに関わらず当然違法とする(同法 1 条)。他方、その他のカルテル・共同行為は、競争阻害の結果を考慮する合理の原則により違法性を判断するとする(同)。こうした競争法に基づく措置では、複数ある関連当局のうち連邦政府の司法省が主導的な役割を果たすとされるが、個別の事案に基づくものであって定期的に検査やチェックをする制度は存在しない⁹⁴。

国際ブランドが、イシューである銀行に対して競合する国際ブランドを付したクレジットカードを発行することを契約で禁ずる行為(非 VM カードの発行禁止ルール⁹⁵と称される)がシャーマン法に違反するかが争われた事案がある(United States v. Visa U.S.A., Inc., et al, 2nd circular 2003)。この事案では、国際ブランドが、イシューである銀行に対して持つクレジットカードのネットワーク市場において市場支配力が認められると認定した上で、連邦控訴審は合理の原則に基づいて国際ブランドの契約に違法性があると判断し、当該行為の永久禁止を命じている。この判決が制定法化され、デビットカードのイシューについて国際ブランド(ネットワーク)を 2 未満に限定してはならないと規定された(ドッド・フランク法 235.7 条)。

Financial Protection Act of 2010)と呼称されることがある

⁹² 松尾、前掲、pp.68-78

⁹³ 松尾、前掲、pp.75-77

⁹⁴ 現地インタビューによる

⁹⁵ American Express およびディスカバーの排除が目的であった。

次に、クレジットカード以外の決済手段を排除しようとする行為を防止するため、加盟店契約において、加盟店が現金など他の決済手段について割引することを禁じる規定は許されない(貸付真実法、USC1666f(a)条)。この点に関し、司法省と7州(後に18州)が、VISA・MasterCard・American Expressを被告として反トラスト訴訟を提起し(2010年)、クレジットカード以外の支払手段を取り扱うより広範な条件について、国際ブランドが米国内の加盟店に対して制限的な条件と含む加盟店契約を締結等してはならないとの合意(ニューヨーク州東地区裁判所における同意決定)が成立した(2011年)⁹⁶。なお、この同意決定には、合意内容が遵守されているかについて、連邦司法省長官が検査する権限、報告聴取する権限が認められている。従って、デビットカードについてはドッド・フランク法が直接規律しているのに対し、クレジットカードは同法の適用対象ではない。しかし、連邦と州の当局が当事者である反トラスト法訴訟において、ドッド・フランク法と同様の和解内容を提示して裁判所の同意決定を受けたことで法的拘束力が認められている。このため、ドッド・フランク法は実質的にはクレジットカードにも及んでいると評価されている。⁹⁷

競争法の枠外では、銀行法に関連した監督の可能性が存在するが、具体的な規制や事例は見受けられず、当局も所管しているとの認識を持っていない⁹⁸。アメリカにおいて国際ブランドが誕生した背景として、商業銀行に対する1950年代当時の州際業務規制の結果、当該商業銀行の本店が所在する州でしかクレジットカード加盟店を持つことができなかったという経緯がある。このため、バンク・オブ・アメリカがクレジットカード業務のライセンスを提供し始めた(1966年)ことが後のVISAにつながり、他行が提携して同趣旨のインターバンク・カード協会を設立したことが後のMasterCardにつながった⁹⁹。以上のように、国際ブランドは出自からして銀行に関連する事業体と認識されてきた。ドッド・フランク法において、CFPBの規制対象者には、消費者向け金融商品・サービスの提供者が規定されており、サービス提供者は「消費者向け金融商品・サービスの設計・運営・維持に参加する者またはその取引処理を行う者を含め、規制対象者に対して消費者向け金融商品・サービスの勧誘・提供に関連して重要なサービスを提供するものをいう」(同法1022条(a)(26))と定義される。このため、国際ブランドに対しても、必要に応じて規制を設ける権限が認められていると考えられるが、現時点で特定の法令は存在しない。また、銀行など金融機関に対する技術サービス提供者として、連邦金融機関検査協議会(FFIEC)やFRB等による業務検査の対象に含めることが可能であり、過去に実際に検査が行われた実績が確認されたが、国際ブランドに対して定

⁹⁶ United Stets, et al. v. American Express Company, et al. (Civil Action CV-10-4496)

⁹⁷ 中崎隆・平山賢太郎「クレジットカードその他のペイメントカードと独占禁止法を巡る動向等」(一般社団法人日本クレジット協会クレジット研究所『クレジット研究』2014年第3号)、2014年に拠る。

⁹⁸ 現地インタビューによる

⁹⁹ 前田、前掲、pp.96-98

常的な検査や監督は行われていない¹⁰⁰。

インターチェンジフィー規制

従来、会計検査院はインターチェンジフィーに関する研究権限があり、FRB には調査義務があり、さらに通貨監督庁にもクレジット利用に関する議会への調査報告義務があった。これらの権限・義務は、クレジットカード責任・責務・開示法によって CFPB へと移管されている(同法第 5 編)¹⁰¹。しかし、クレジットカードのインターチェンジフィーについては、上限などの法規制は存在しない。以下では関連する経緯を記載する。

オフアス取引において、アクワイアラ銀行がイシュー銀行に対してインターチェンジフィー(Interchange Reimbursement Fee: IRF)を払う必要があることで、オンアス取引に比べるとアクワイアラが経済的に不利になると言える。しかし、国際ブランドがインターチェンジフィーを規定する行為自体がシャーマン法に反するかが争われた事案で、裁判所は合理の原則を採用した上で競争阻害性がないと判断している(National Bancard Corp. v. Visa U.S.A., 596 F Supp. 1231(S.D. Florida, 1984))。

その後、デビットカードに関してインターチェンジフィーの適正な水準を規定する権限が議会主導で連邦準備理事会に授けられ(ドッド・フランクリン法 1075 条)、2011 年から連邦準備理事会が規則において適正な料率を制定した(Debit Card Interchange Fees and Routing: Regulation II)¹⁰²。しかし、クレジットカードは同規制の対象ではない。

なお、ドッド・フランクリン法が定めるインターチェンジフィーの上限を巡って、さらなる引き下げを求める加盟店側から集団訴訟が提起され、この訴訟における対象にはクレジットカードも含まれていた。加盟店側の請求は連邦地裁(2013 年)で認容されたものの、連邦最高裁(2015 年¹⁰³)にて棄却されている。

6.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定

加盟店との間の原因債権にトラブルがある場合は、加盟店と真摯な交渉を行い、解決しない場合にはイシューに対して取消権を行使することができる(レギュレーション Z 226.13 条)。クレジットカードの性質を貸付と構成する場合、抗弁権が切断する可能性があったことから、連邦法によって以下の条件下で抗弁権が認められ、消費者は抗弁権の範囲内で、イシューに対して支払を拒絶できる(レギュレーション Z 226.12(c)条)。

¹⁰⁰ 現地インタビューによる

¹⁰¹ 蓑輪、前掲、pp.164-165

¹⁰² 具体的には、取引あたり 21 セントの定額と、取引額の 0.05%の従量額の合計額が上限とされた(同規則 235.3(b))。

¹⁰³ 2015. 135 S. Ct. 1170 (2015).

- ・消費者信用取引がなされた
- ・クレジットカードにより商品・役務が購入された
- ・原因債権において抗弁権が行使可能である
- ・真摯な紛争解決の試みが為された
- ・取引額が 50 ドル以上である

イシューによる誤請求がある場合には、消費者は請求書を受領してから 60 日以内にイシューに書面で取消を通知し、イシューは通知を受領してから 30 日以内に受領通知を発出するとともに 2 ビジネスサイクル(通常 2 ヶ月を意味する)以内に訂正するか請求書が正しい旨の通知をしなければならない。そして、イシューからの返答が到来するまでの間、消費者は支払義務を負わない。具体的な手続は、ブランドルールに委ねられている¹⁰⁴。¹⁰⁵

加えて、州法においても加盟店との法律関係に基づく抗弁権をイシューに主張できる旨を定める例が多い¹⁰⁶。以上のように、米国において消費者は法定の取消権を有しており、実務上チャージバックとして処理される中には、実質的に法定の取消権に基づくと評価されるものが含まれる。他方、後述するように、チャージバックは必ずしも消費者の取消権に基づくとは限らない。

行政機関等による紛争解決に関する規定

CFPB 内に消費者苦情ユニットが設置され、消費者からの金融商品・サービスに対する苦情を受け付けている(ドッド・フランク法 1013 条(b)(3))。同庁は、苦情対応のプロセスを策定する責を負っており(同法 1034 条(a))、対応結果について関連当局に適時情報を提供しなければならない(同条(b))。¹⁰⁷

トラブル解決状況

実務上、イシューとアクワイアラの間でチャージバックとして処理されているものの中には、事故(盗難・なりすまし)、支払情報の訂正、返品など多様な理由に基づくものが含まれている。このうち、事故については、消費者が全く責任を負うことがない(ゼロ・ライアビリティと呼ばれる)ルールを国際ブランドが設けており、法規制における免責額よりも厳格に運用されているためブランドルールに基づくと評価される場合が多いと想定される。一方、支払情報の訂正については、誰が気づいて誰に対して行動を起こしたのかによって(例えば、消費者が気づいた場合には、イシューに連絡することも加盟店に連絡することもありうる。また加盟店が自主的に気づいて訂正する場合もありうる)、その法的な構成は異なりうる。同様に返品についても、加盟店が消費者に契約上で認めている返品の条件(キャンセルポリシー)に基づく場合、消費者がクーリングオフの権利を行使した場合、郵

¹⁰⁴ 経済産業省 (2011 年)、前掲、p.45

¹⁰⁵ 笠井、前掲、p.109

¹⁰⁶ 笠井、前掲、p.105

¹⁰⁷ 松尾、前掲、p.71、p.82

便事故等について便宜上返品として処理する場合など多様である。¹⁰⁸

このため、実務上チャージバックとして扱われている案件について、消費者の持つ取消権との関係を明らかにすることは困難であり、また我が国と多寡を単純に比べることも困難であった。

なお、消費者が支払を行った相手方がアクワイアラと直接の加盟店契約を結んでおらず、PSPを利用しているような場合においても、イシューから消費者に発行される請求書の明細にはPSPの名前のみならず実際の支払対象である相手方の名称も記されることとなっており、消費者がトラブル発生時に相手方を特定することに困難はないとのことであった。¹⁰⁹

¹⁰⁸ 現地インタビューによる

¹⁰⁹ 現地インタビューによる

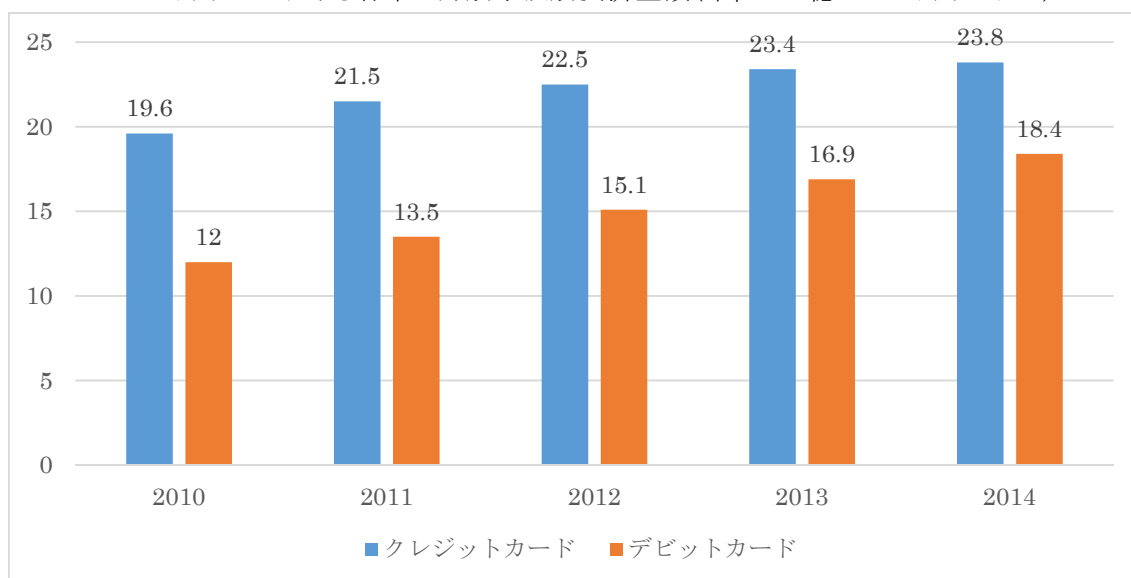
7 オーストラリア

7.1 決済環境概略

国際ブランドのネットワークと、銀行デビットカード及び ATM トランザクションネットワークが出自¹¹⁰で、クレジットカード取引も可能な EFTPOS が存在している。EFTPOS 端末上で決済を行う場合、決済端末上で接続先を選ぶ方式となっている。

EFTPOS のシェアは直近では大きく下落している。これは、国際カードブランドが提供する非接触型ポストペイ電子マネーが急速に普及していることによるもの。

オーストラリアにおける各年の月別手段別決済金額(単位:10 億オーストラリアドル)



(出所) ACPA

7.2 規制環境概略

法規制の全体像

クレジットカードや住宅ローン等の消費者向けの信用供与に関しては、金融監督庁 (Australian Securities and Investments Commission, 以下 ASIC) が管轄する連邦クレジット法 (National Consumer Credit Protection Act 2009) が根拠法となり、信用供与を行う事業者の登録制度や義務について定めている。また、ASIC は関連事業者の登録・及び登録内容の公開も行っている。また、同庁管轄である電子支払法 (ePayment Code) では、電子決済の際に消費者に提供されるべき情報や不正取引の際の責任所在等を規定している。

¹¹⁰ EFTPOS は大手銀行が独自に構築した 7 つの決済ネットワークを相互接続したもので、Eftpos Payments Australia Ltd が運営する。

決済ネットワークについては、オーストラリア中央銀行(Reserve Bank of Australia, 以下 RBA)が、決済システム(規制)法(Payment Systems (Regulation) Act 1998)に基づき、決済ネットワークが満たすべき基準の設定及び指定に加えて、インターチェンジフィー規定の基準及び、算定の根拠となるベンチマーク調査結果を公表している。

また、政府組織ではないが、銀行の業界団体である Australian Banker's Association は上記法 体系等に整合する、Code of Banking Practice という自主規制を公開しており、各銀行はこの基準に基づいて 事業を行っている。同規約では、チャージバックルールの消費者への伝達方法などより具体的な 実務上の内容が定められている。

主要関連法リスト

オーストラリア消費者法(Australian Consumer Law 2010)

信用供与の有無によらず、消費者保護関連全般の規定を有する。

連邦クレジット法(National Consumer Credit Protection Act 2009)

消費者信用の規定を有する。以下、NCA と記述。

連邦クレジット規定(National Credit Code)

NCA に基づいた詳細規定。以下、NCC と記述。

電子支払法(ePayment Code)

クレジットカードや ATM 取引に関する規定を有する。

決済システム(規制)法(Payment Systems (Regulation) Act 1998)

決済ネットワークに関し、インターチェンジフィー上限を含む規定を有する。

イシューイング、アクワイアリングに関連する法制度は以下の通りである。

	イシューイング業務	アクワイアリング業務
銀行	連邦クレジット法(National Consumer Credit Protection Act 2009) 連邦クレジット規定(National Credit Code) 電子支払法(ePayment Code)	アクワイアリング業務に特化した法規制は存在せず
非銀行	同上	

7.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

クレジットカード、ローン、リバースモーゲージ等の個人向け信用供与を行う事業者は、NCA の規定を満たす必要がある。連邦国家であるオーストラリアにおいては、過去は各州による裁量が大きかったが、リーマンショック等を経て、ASIC 管轄の同法が共通の規制法として機能することとなっている。

契約内容・表示に関する規制

消費者に信用を供与する事業についてはその金額の多寡にかかわらず、NCA にて規制されている。

NCC17 条は、以下のような内容を契約書に記載することを求めている。

- ① 信用供与者の名前
- ② 信用供与額
- ③ 年利
- ④ 金利の計算方法
- ⑤ (少額ローンの場合の)金利支払総額
- ⑥ 支払い内容
- ⑦ 手数料額 等

また、NCC16 条において、上記内容に加え、消費者の権利と義務について、契約前に事業者と消費者の双方が確認することを求めている

上限金利として NCC 32A 条に基づき、48%が規定される。

なお、同法では、2013 年より、\$ 2000 未満の契約については支払い期間 15 日以内の契約の禁止や、警告表示義務、取得可能なフィーの種別等特別の規定が存在する。

その他の重要な規定

銀行の業界団体である Australian Banker's Association は上記法体系等に整合する、Code of Banking Practice という自主規制を公開しており、各銀行はこの標準に基づいて 事業を行っている。同規約では、チャージバックルールの消費者への伝達方法などより具体的な 実務上の内容が定められている。

7.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

RBA が、決済システム(規制)法に基づき、決済ネットワークが満たすべき基準の設定及び指定に加えて、インターチェンジフィー規定の基準及び、算定の根拠となるベンチマーク調査結果を公表している。

クレジットカードのインターチェンジ関連規制は、RBA によって 02 年 8 月に発表された「Final Report」の方針に基づいたものであった。同レポートの方針通り、03 年 1 月から No-surcharge rule

(NSR)が撤廃され、クレジットカードのインターチェンジ料金の上限規制は03年10月からである。RBAの規制強化に対し、02年9月にVisa / Mastercardは連邦裁判所に提訴したが、03年9月にVisa / Mastercard側が敗訴した。

13年1月にRBAが、No-surcharge rule (NSR)を撤廃している為、クレジット決済時に消費者が加盟店にサーチャージを支払うことがある。この金額の上限はRBAが、国際ブランドに対し、加盟店契約において、クレジットカードの受入にかかるコストと比して高額になりすぎないように監督することを求めている。

ただし、消費者のサーチャージに対する忌避感もあり、実運用上は、特に小売業態などではサーチャージを請求しない事例も多いようである。

インターチェンジフィー規制

前述の通り、RBAが決済ネットワークに関して監督を行っている。

競争政策主体である競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission, 以下 ACCC) と RBA は 98 年に MOU を締結し、決済ネットワークに関し、一貫性あるアプローチを行うことを同意している。また、決済システムに関する議論の為に会議体が年に一回以上設定されている。

また、インターチェンジフィー規制根拠となった、決済手段別の取引コストに関する調査レポート「Joint study」は、その名の通り、RBA と ACCC の共同研究という形で発表された。

7.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定

電子決済法 10 条において、加盟店等の従業員による詐欺的行為があった場合等、消費者が支払を免責される場合の要件が規定されている。

10.1 A holder is not liable for loss arising from an unauthorized transaction if the cause of the loss is any of the following:

- (a) fraud or negligence by a subscriber's employee or agent, a third party involved in networking arrangements, or a merchant or their employee or agent,
- (b) a device, identifier or pass code which is forged, faulty, expired or cancelled,
- (c) a transaction requiring the use of a device and/or pass code that occurred before the user received the device and/or pass code (including a reissued device and/or pass code),
- (d) a transaction being incorrectly debited more than once to the same facility, and
- (e) an unauthorised transaction performed after the subscriber has been informed that a device has been misused, lost or stolen, or the security of a pass code has been breached.

オーストラリアにおいては、Chargeback (チャージバック) という語句が、イシューとアクワイアラ間の責任関係のルールという原義を越えて、消費者が支払いを拒絶する権利を示すものとして認識さ

れていることに特徴がある。

例えば、前述の銀行の業界団体である Australian Banker's Association による自主規制 Code of Banking Practice¹¹¹の第 22 条 1 項に規定された消費者への伝達事項として、以下のようにカード会員が Chargeback right (チャージバックの権利)をイシュー銀行に対して申立てることができる、との記述がみられる。

If you have disputed a card transaction with us within the required timeframe, we will, in relation to a credit card or, where relevant, a debit card transaction (including an unauthorised payment debited to your card account pursuant to a recurring payment arrangement):

- (a) claim a chargeback right, where one exists, for the most appropriate reason; and
- (b) not accept a refusal of a chargeback by a merchant's financial institution unless it is consistent with the relevant card scheme rules.

チャージバックはイシューだけではなく、消費者が申し立てることができる権利であるという認識は規制当局や消費者団体等にも共有されている模様である。トラブル解決実務上もカード会員がイシュー銀行にチャージバックの対象となる行為があったとの不服を申し立て、支払いの停止や返金で対応することが基本となっている。

このように、チャージバックが消費者救済の重要なツールとなっていることから、Code of Banking Practice の第 22 条 2 項においては、チャージバックに関する情報を、イシュー銀行はカード会員に伝達しなければならないことも定められている。

行政機関等による紛争解決に関する規定

トラブル時の対応方法の相談や、イシュー銀行等の対応に不満がある場合の窓口として、FOS(Financial Ombudsman Service)等の第三者紛争解決機関が活用される。個人向けの信用供与を行う事業者は、NCA に基づいて、ライセンスの取得が必要となるが、その際に ASIC が認証する第三者紛争解決機関への登録が義務付けられる。

消費者団体や消費者保護行政窓口も、消費者からの関連した相談を受け付けているが、チャージバック手続きに対するアドバイスや、上記の第三者紛争解決機関への紹介が行われるケースが一般的な模様である。

7.6 監督実務¹¹²

イシューへの監督

ASIC は、クレジットカード事業者等の信用供与者に、クレジット契約に係る情報開示と、NCCA

¹¹¹ <http://www.bankers.asn.au/industry-standards/ABAs-code-of-banking-practice>

¹¹²RBA、ACCC、ASIC ヒアリングに基づく。

及び NCC に基づいた義務の履行を求める権限を有している。特に、契約時や契約後に情報開示を適正に行うということを重要視している。金利等の情報をただ表示すればよいというのではなく、消費者が理解しやすいように提示しなければならないとされ、広告表示については、様々なケースで事業者への指導を行っている。また、情報開示という関連からは、チャージバックに関する情報提供が適切に行われているかも確認している。

アクワイアラへの監督

アクワイアラ業務のみに特化した監督行為は行われていない¹¹³。

ブランド・ネットワークへの監督

RBA は、インターチェンジフィーやサーチャージといったネットワークに付随するフィー構造、ネットワークへのアクセスレジーム等に関して、特に主導していく方針である。ブランドとも、インターチェンジフィー算定の際の調査ということでのコミュニケーションを行っている。安定したネットワークの品質担保等は、過去には RBA が積極的に関与していたが、現在は業界の自主規制が機能しており、積極的なコミットはしていない。

また、ACCC は競争法上の観点からカードブランドに対して、緊密なコミュニケーションをとっている。現在の主要な観点は、公平に契約加盟店を受け入れている/取り扱っているか、ということである。

規制当局同士の役割分担

クレジット決済分野は、競争政策、消費者保護等、多様なテーマを含み、また各規制等教区の境界領域にもあたる。その為、各主体の間で覚書を結び、基本的な役割分担を規定している。その他、各当局が参加する非公式の会議体を、半年に一度実施して、法制度の整合性や問題意識の共有を行っている。

¹¹³ アクワイアラは、加盟店に支払われるべき金銭を一時的に受領する為、資産管理の観点から、その適切性について、付随的に監督される。

8 中国

8.1 決済環境概略

中国においては、ローカルブランドの銀聯(ChinaUnionPay)が広く利用されている。14 年末時点で、同ブランドのカードはデビットカードが 44 億 8100 万枚、クレジットカードが 4 億 5500 万枚発行されている。

詳細は後述するが、中国政府は、銀聯が中国市場の決済ブランド・ネットワークを独占するよう各種の後押しを行っていた実態がある。一方で、15 年には外資参入について、法的な整理がなされ、今後は外資参入に門戸が開かれた。

8.2 規制環境概略

法規制の全体像

銀行カード業務をめぐっては、主体となる銀行関連の規制法規、銀行カード業務に関する規制法規、支払、決済業務に関する規制法や消費者保護、費用徴収に関する規制法等がある。主要なものを纏めると以下のとおりである。

主要関連法リスト

<銀行関係>

中文	日文	施行日又は最終改正日
商业银行法	商業銀行法	2015/10/01
外资银行管理条例	外資銀行管理条例	2006/12/11
银行业监督管理法	銀行業監督管理法	2006/10/31

<銀行カード関係>

中文	日文	施行日又は最終改正日
银行卡业务管理办法	銀行カード業務管理弁法	1999/01/05
商业银行信用卡业务监督管理办法	商業銀行クレジット・カード業務監督・管理弁法	2011/01/13
银行卡收单业务管理办法	銀行カードアクワイアリング業務管理弁法	2013/07/05
银行卡跨行业务差错处理暂行办法	銀行カード多銀行業務誤差処理暫行弁法	2003/09/19

<銀行カード決済業務>

中文	日文	施行日又は最終改正日
国务院关于实施银行卡清算机构准入管理的决定	銀行カード決済機構の参入管理を実施することに関する国务院の決定	2015/06/01
《银行卡清算机构管理办法(征求意见稿)》及条款释义	「銀行カード決済機構管理弁法(意見徴求稿)」及び条文解釈	2016/07/03

<消費者保護>

中文	日文	施行日又は最終改正日
中国人民银行关于银行业金融机构做好个人金融信息保护工作的通知	銀行業金融機関の個人金融情報保護業務を実施することに関する中国人民銀行の通知	2011/05/01
银行业消费者权益保护工作指引	銀行業消費者權益保護工作指針	2013/08/30
国家工商总局办公厅关于加强对银行业、电信业合同格式条款规范监管工作的通知	銀行業、電信業の契約モデル条項に対する規範監督業務を強化することに関する国家工商総局の通知	2013/09/06
国务院办公厅关于加强金融消费者权益保护工作的指导意见	金融消費者權益保護業務の強化に関する指導意見	2015/11/04

<価格・費用>

中文	日文	施行日又は最終改正日
中国人民银行关于切实做好银行卡刷卡手续费标准调整实施工作的通知	中国人民銀行の銀行カード使用手数料基準の調整を実施することに関する通知	2012/11/19
国家发展改革委关于优化和调整银行卡刷卡手续费的通知	国家發展改革委員会の銀行カード使用手数料の改善及び調整に関する通知	2013/01/16
商业银行服务价格管理办法	商業銀行サービス価格管理弁法	2014/08/01

イシューイング、アクワイアリングに関連する法制度は以下の通りである。

	イシューイング業務	アクワイアリング業務
銀行	銀行カード業務管理弁法 商業銀行クレジット・カード業務監督・管理弁法	銀行カードアクワイアリング業務管理弁法

	銀行カード決済機構の参入管理を実施することに関する国務院の決定 「銀行カード決済機構管理弁法(意見徵求稿)」及び条文解釈	
非銀行	同上	同上

8.3 イシューイング規制

消費者に対する為替・決済の提供者に関する規制

商業銀行は、銀行カード業務の取扱いを開始する場合、銀行カード業務管理弁法 13 条に基づき、中国人民銀行に申請して認可を受ける。銀行カード業務の一般的参入条件は以下のとおりである。なお、銀行カードには、クレジットカード《信用卡》及びデビットカード《借记卡》が含まれる(同法 5 条 1 項)

- ① 開業して 3 年以上で、小売業務を取り扱う良好な業務基礎を有する。
- ② 中国人民銀行の発布する資産負債比率管理監督規制指標に適合し、経営状況が良好である。
- ③ 既に当該業務について科学的かつ完全な内部統制制度を確立しており、明確な内部授權審査承認手続を有する。
- ④ 適格な管理人員及び技術人員並びに相応する管理機構を有する。
- ⑤ 安全かつ高効率なコンピュータ処理システムを有する。
- ⑥ 外貨カードを発行する場合、更に外貨業務取扱いの資格及び相応する外貨業務経営管理水準を具備する。
- ⑦ 中国人民銀行所定のその他の条件

また、商業銀行は、クレジットカードのイシューイング業務《发卡业务》又はアクワイアリング業務《收单业务》の取扱いを開始する場合には、所定の手続に従い銀監会及びその派出機構に対しても、報告して審査・認可を受けなければならない。その際には、以下の基本条件を満たさなければならない(商業銀行クレジットカード業務監督管理弁法 17 条)

- ① コーポレートガバナンスが良好であり、主たる周到かつ慎重な監督・管理指標が銀監会の関係規定に適合し、業務の発展に相応する組織機構及び規則・制度を具備し、内部統制、リスク管理及び問責メカニズムが健全かつ有効であること。
- ② 信用・名譽が良好であり、完全かつ有効な内部統制メカニズム及び事件防止・統制システムを有し、直近 3 年以内に重大な法令違反行為及び重大な悪性事件がないこと。
- ③ 任職資格条件に適合する董事、高級管理人員及び適格な業務従事人員を具備すること。高級管理人員には、クレジットカード業務の専門業務知識及び管理経験を有する人員を少なくとも 1 名具備し、クレジットカード業務を展開するのに必須の技術人員及び管理人員を具備し、かつ、分級授權管理を全面的に実施しなければならない。

- ④ 業務経営に相応する営業場所、関連施設及び必要な情報技術資源を具備すること。
- ⑤ 既に国内において法律・法規及び業務管理要求に適合する業務システムを確立し、関連する業務システムの情報安全及び運営の質を保障する技術能力を有すること。
- ⑥ 外貨クレジットカード業務の取扱いを開始する場合には、国务院の外国為替管理部門の認可を経た外国為替決済及び売却業務資格並びに銀監会の認可に係る外国為替業務資格(又は外国為替業務範囲)を有しなければならない。
- ⑦ 銀監会が定めるその他の周到かつ慎重性条件に適合すること。

加えて、商業銀行がクレジットカードのイシューング業務の取扱いを開始する場合、上記(a)所定の一般的参入条件に適合するほか、更に次に掲げる条件に適合しなければならない(同法 18 条)

- ① 登録資本は、払込済資本であり、かつ、人民幣 5 億元又は等価値の兌換可能通貨を下回らないこと。
- ② 小売業務の取扱いに係る良好な基礎を具備し、直近 3 年の個人預金・貸金業務の規模及び業務構造が安定しており、個人預金・貸金業務の顧客規模及び顧客構造が良好であり、銀行カード業務の運営状況が良好であり、身分証書検証システム及び信用調査システムの接続及び使用状況が良好であること。
- ③ クレジットカード業務の取扱いに係る専門業務システムを具備し、イシューング業務のホスト・コンピュータ、クレジットカード業務申請管理システム、信用評価管理システム、クレジットカード口座管理システム、クレジットカード取引授権システム、クレジットカード取引モニタリング及び虚偽取引事前警告システム、クレジットカード顧客サービス・センター・システム並びに回収催告業務管理システム等の専門業務化した運営インフラを国内において確立し、関連施設が必要な安全検査・測定及び業務テストに合格し、顧客資料及び業務データの完全性及び安全性を保障することができること。
- ④ 商業銀行業務の経営全体戦略及び発展計画に適合し、全体的な業務競争能力の向上に有利であり、業務発展の実際の状況に基づき、業務コストの計量、業務規模のモニタリング及び基本的な損益分岐点の測定・計算等の業務を持続して展開することができること。

契約内容・表示に関する規制

銀行業における消費者保護に関する一般的規定としては、2013 年 8 月 30 日に銀監会が公布した「銀行業消費者權益保護工作指針」や、2015 年 11 月 4 日に国务院弁公庁が公布した「金融消費者權益保護業務の強化に関する指導意見」等がある。

これらの一般規定によれば、消費者保護のために、主に以下の点の遵守が要求されている。

- ① 消費者の財産安全権の保障
- ② 消費者の知る権利、自主選択権の保障
- ③ 消費者の公平取引権の保障
- ④ 消費者のリスク負担能力の判断

⑤ 消費者の情報安全権の保障

また、イシュー銀行は、クレジットカード申請人資金信用審査制度を確立しなければならない(商業銀行クレジットカード業務監督管理弁法 40 条)。クレジットカード申請人に対しては、資金信用調査を展開し、申請人の有効な身分、財務状況、消費及び信用借入記録等の情報を十分に確認・記録し、更に申請人が固定した職業、安定した収入源泉又は信頼可能な代金弁済保障を有することを確認しなければならない(同法 41 条)。

通知義務として、クレジットカードのカードを発行する際には、カード保有者がクレジットカードを安全に使用するために、カード保有者に対しクレジットカード明細書期日、クレジットカード規約、カード安全使用のための必須知識、顧客サービス電話並びにサービス及び費用收受情報照会ルート等の情報を書面により告知しなければならない(同法 41 条)ことも定められる。

その他の重要な規定

● アクワイアリング業務

アクワイアリング業務についても、商業銀行クレジットカード業務監督管理弁法にて、その業務内容に規制が行われている。

アクワイアリング業務を行う機関(以下「アクワイアラ」《收单机构》という)が加盟店と締結する業務契約には、少なくとも次に掲げる事項を定めることを要する(商業銀行クレジットカード業務監督管理弁法 88 条)。

- ① 双方の権利・義務関係
- ② 業務フロー並びにアクワイアリング業務の管理主体、法的責任及び経済的責任
- ③ 移動式受理端末並びにカードなしの取引行為の管理主体、法的責任及び経済的責任
- ④ ④調査・処理への協力に係る責任及び内容
- ⑤ 保証金条項
- ⑥ 秘密保持条項
- ⑦ データ安全条項
- ⑧ その他の条項

また、アクワイアラは、厳格に国の法律・法規、関連する業種規範及び業務規則に従い加盟店の名称、加盟店編成番号、加盟店類別番号及び商業サービス類別番号等を設け、真実かつ完全な加盟店の住所、受理端末の取付場所及び使用範囲、受理端末に固定された通信方式及び番号並びに法人(又は責任者)、連絡人及び連絡先電話等の情報を保存し、加盟店に対する訓練、検査を行い、かつ、真実、正確かつ完全にクレジットカード取引情報を伝達し、イシュー銀行のためにクレジットカード取引授権及びリスクモニタリングを展開して正確な情報を提供しなければならない(同法 77 条 1 項)。

8.4 国際ブランド規制

決済ネットワークの提供者に対する規制

02年3月に中国銀聯股份有限公司が設立され、銀聯カードが登場して以来、銀聯カードは中国の銀行カード決済業務《银行卡清算业务》（銀行カード取引における機構間の決済処理業務。以下同じ）¹¹⁴において独占的な立場を占めてきた。

中国政府もまた、銀聯カードの普及を促進するために、各種の優遇策を講じてきた。『『2001年銀行カードネットワーク連合事業実施意見』を発行することに関する中国人民銀行の通知』《中国人民银行关于印发《2001年银行卡联网联合工作实施意见》的通知》（銀発[2001]37号）、『『銀聯』標識の統一起用及び偽造標識を防止することに関する中国人民銀行の通知』《中国人民银行关于统一启用“银联”标识及其全息防伪标志的通知》（銀発[2001]57号）（いずれも2013年に廃止）等の多数の関連規定にて、銀行カードに「銀聯」標識を付すことや、銀行カード業務を行う銀行に対して銀聯の設置する銀行間決済ネットワークに加入することを要求する規定が置かれ、銀聯による中国市場における事実上の独占状態が確保されていた。

しかし、15年6月に施行された「銀行カード決済機構の参入管理を実施することに関する国务院の決定」は、外資の銀行カード決済機関が中国の銀行カード決済業務に参入することについて、以下のとおり規定しており、これにより、国際ブランドが中国の銀行カード決済業務に参入することについて、一応の法的根拠が与えられたものと評価されている。

インターチェンジフィー規制

銀行カード使用時の手数料配分等については、「国家发展改革委员会の銀行カード使用手数料の改善及び調整に関する通知」にて明確な規定が存在する。

カード手数料《刷卡手续费》とは、銀行カード経営機構が加盟店に対して決済サービスを提供することについて、加盟店から徴収する費用をいう（同通知1条）。

カード手数料には、イシューイングサービス料《发卡行服务费》、銀行カード決済組織ネットワークサービス料《银行卡清算机构网络服务费》及びアクワイアリングサービス料《收单服务费》がある。そのうち、イシューイングサービス料及び銀行カード決済組織ネットワークサービス料については、政府指定価格が定められており、アクワイアリングサービス料については政府指導価格が定められている（同通知2条）。

カード手数料は、加盟店の類別により、①飲食・娯楽類、②一般類、③民生類及び④公益類の

¹¹⁴ 銀行カード決済業務《银行卡清算业务》とは、「銀行カード決済基準及び規則を制定することを通じ、銀行カード決済業務システムを運営し、当該銀行カード決済機構ブランドの銀行カードの発行を授権及び受理し、かつ、イシューイング機構及びアクワイアリング機構のためにそのブランドの銀行カードによる機構間の取引処理サービスを提供し、資金決済の完成に協力する活動をいう」と定義される（「銀行カード決済機構の参入管理を実施することに関する国务院の決定」（後述）第1条第二文）。

4 種類に分類される。各類別の加盟店のイシューイングサービス料、銀行カード決済組織ネットワークサービス料及びアクワイアリングサービス料は、業界におけるカード利用コスト及びリスク等の要素により決定される。公益類の機構に対しては、イシューイングサービス料及び銀行カード決済組織ネットワークサービス料を免除されている(同通知 2 条)。

<カード手数料基準表>

加盟店類別	イシューイングサービス料	銀行カード決済組織ネットワークサービス料	アクワイアリングサービス料
1. 飲食・娯楽類: 飲食、ホテル、娯楽、貴金属、工芸美術品、不動産及び自動車販売	0.9% (そのうち不動産及び自動車販売については 60 元を上限とする)	0.13% (そのうち不動産及び自動車販売については 10 元を上限とする)	0.22% (そのうち不動産及び自動車販売については 10 元を上限とする)
2. 一般類: 百貨店、卸売、社会訓練、仲介サービス、旅行社及び観光地入場券等	0.55% (そのうち卸売類は 20 元を上限とする)	0.08% (そのうち卸売類は 20 元を上限とする)	0.15% (そのうち卸売類は 20 元を上限とする)
3. 民生類: スーパーマーケット、大型アウトレット、水・電気・光熱費、ガソリン、交通運輸チケット	0.26%	0.04%	0.08%
4. 公益類: 公立病院及び公立学校	0	0	サービス受託に従い徴収する

注:1. 店舗あたり面積 100 m²以下の飲食類加盟店については、一般類の加盟店の基準に従って実施する。

2. 表に列記されていない業界については、一般類の加盟店の基準に従い実施する。

3. アクワイアリングサービス料は基準価格であり、実際に実施するにおいては、基準値から上下 10%の範囲で定めることができる。

(出所:「中国人民銀行の銀行カード使用手数料基準の調整を実施することに関する通知」添付書類)

商業銀行サービス価格管理弁法《商业银行服务价格管理办法》8 条において、政府指導価格及び政府指定価格は、「顧客に普遍的に使用され、国民経済発展及び人民の生活に重大な関係を

有する銀行の基礎的サービス」に対して実施することとされており¹¹⁵、上記のとおり、アクワイアリングサービス料については政府指導価格が定められ、イシューイングサービス料及び銀行カード決済組織ネットワークサービス料については政府指定価格が定められている。

政府指導価格及び政府指定価格の項目及び基準は、商業銀行のサービスコスト、サービス対価が個人又は企業・事業単位に影響を与える程度、市場の競争状況に基づき、国务院の価格主管部門と銀監会が共同で定めるものとされている(同法9条)。

具体的には、以下の手続により、決定される(同法10条)。

- ① 商業銀行等の関連機関に対してコスト調査を行う。
- ② 関連する顧客、商業銀行及び関連各方面の意見を聴取する。
- ③ 関連するサービス価格を制定又は調整する決定を行い、社会に公布する。

国务院弁公庁が2014年11月16日に公布した「内貿流通健康発展の促進に関する若干の意見」によれば、銀行カード手数料の価格指定制度の改善、手数料の業界分類の取消、飲食類の手数料を引下という方向性が示され、2014年末までに当該制度改革を開始する旨が定められている¹¹⁶。

また、近時、国家發展改革委員会、中国支払清算協会がそれぞれ銀行カード手数料価格指定制度の改善についてのコメントを発表するなど、カード手数料価格指定制度の改革の検討が進められている。報道によれば、手続費用の業界別の分類の簡素化、費用の自由化(イシューイングサービス料及び銀行カード決済組織ネットワークサービス料については政府指定価格から政府指導価格に、アクワイアリングサービス料については自由な設定を可能とする)等が検討されているようである¹¹⁷。

8.5 消費者保護関連

消費者救済に関する規定

イシュー銀行は、苦情申立処理サービスを提供し、クレジットカード商品(サービス)の特徴及び複雑性の程度に基づき、統一かつ高効率の苦情申立処理業務手続を提供し、苦情申立処理の管理部門を明確にし、苦情申立処理ルートを公開して開示しなければならない(商業銀行クレジットカード業務監督管理弁法62条)。

クレジットカードが使用された原始取引に問題が存在したり、クレジットカード決済に誤差が生じたりした場合、銀行カード多銀行業務誤差処理暫行弁法(2003年12月1日施行)に従って、誤差

¹¹⁶ 内貿流通健康発展の促進に関する若干の意見1条5項、付属文書第11項

¹¹⁷ <http://www.ocn.com.cn/chanye/201505/rabgp07085702.shtml>

http://finance.ifeng.com/a/20150812/13903916_0.shtml

<http://www.rong360.com/gl/2015/08/11/75431.html>

処理が行われる。

誤差処理の一つとして、イシュア銀行は、カード保有者のクレジットカード取引に関するクレームを受理し、確認された過誤又は期限を超えて回答されない取引について、差戻しにより支払いを拒絶する事ができるとされる(同法7条4号)。

行政機関等による紛争解決に関する規定

銀行カードに関してトラブルが生じた場合、消費者は、主に、以下の相談窓口に対して相談、通報を行うことができる。

- ① 中国人民銀行金融消費權益保護局
- ② 中国銀行業監督管理委員会消費者保護局
- ③ 工商局通報窓口
- ④ 中国銀行業協会消費者保護委員会
- ⑤ 中国消費者協会

また、近年、北京市、上海市をはじめとする一部の大都市において、金融消費者紛争の解決のための専門的調停機関を開設する動きが始まっている。今後は、かかる専門的調停機関に対して、銀行カードに関する紛争を含む金融消費者紛争案件が増加する可能性がある。